

人 口 増 強 稼 業 の 基

人 口 問 題 研 究

第 三 卷 第 五 號

昭 和 七 年 五 月 行 刊

調査研究

府県別人口動態の趨勢……………岡崎文規（一）

事變後に於ける東北農家の分化道程に關する若干の觀察……………内藤雅夫（六）

彙報

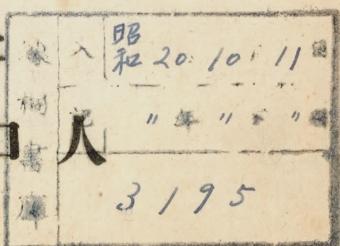
人口問題研究所特別懇談會

大東亜建設審議會の審議經過に關する鈴木幹事長談——國民體力法中改正法律施行期日の件公布——國民體力法施行令中改正の件公布——國民醫療法の一部施行期日の件公布——日本醫療團令の公布——結核豫防法施行令中改正の件公布——國民健康保險法中改正法律の一部則中改正の件公布——南洋群島勞務手帳令の公布——國民健康保險法中改正法律の一部施行期日の件公布——小賣業の整備に關する閣議の決定並に商工省の小賣業整備要綱の發表——厚生省人口局の乳幼兒體力向上指導に關する諸方策の決定——厚生省人口局の東京市内主要病院生死産及助産婦數調——日本醫療團設立委員會の成立——日本母性保護會の設立——武道綜合團體財團法人大日本武德會の設立

文獻

邦文人口問題關係文獻（二四）

厚 生 省 研 究 所 人 口 問 題 研 究 所



人口問題研究

第三卷 第五號

調査研究

府縣別人口動態の趨勢

岡崎文規

人口の自然増加率は、年によつて多少の變動があるが、大正九年以降支那事變勃發直前に至る十數年間において、特に低下の傾向を示してゐるとは云ひ難い。しかしこの期間における出生率および死亡率の趨勢をみると、出生率は大正九年以來、逐次低下の傾向を示してゐる。出生率は低下の傾向にあるにかゝらず、人口の自然増加率が殆ど變化をみせなかつたのは、死亡率も亦出生率の低下とほど同一の割合で低下したからである。

人口の自然増加率はほど一定であるため、わが國における人口増加の實數は次第に増大し、大正九年には約六十萬であつたが大正十二年には七十萬臺に、大正十四年には八十萬臺に、殊に昭和七年には百萬を突破するに

至つたのである。かくの如く大量の人口が、年々、増加することは、わが國の經濟的收容力からみて甚だ危險であるとなし、一部の論者は産兒制限の必要を強調し、殊に昭和五、六年の世界的不況期において、大量の失業者が現れるや、人口過剩論が相當に盛んに横行したのであつた。

これらの產兒制限論或ひは人口過剩論に對して、全く個別の見解を發表されたのが上田博士であつた。即ち昭和八年五月、日本統計學會の特別講演「近き將來に於ける日本人口の豫測」において、昭和五年の國勢調査の結果に基き、死亡率を不變、出生數(出生率に非ず)を不變と假定して、將來人口を推算されたのであるが、その結論は次の如くである。

一、わが國人口激増の勢は大戰後著しく弱められた、今後二十年間は尙増加を繼續するが、その率は急に下向するであらう。

二、人口増加の極點は恐らく一九六〇—七〇年の間に來たり、その時の人口は八千萬を超えることはあるまい。

三、年齢構成は二十世紀の初めから兒童の激増を見たが、現今が増加の極點であらう。今後の兒童人口は實數において停止し、比率において低減することが豫想せられる。

將來人口の豫測のために上田博士の採られた假定の適否についてはしばらくこれを不問に附することとするが、上田博士の示された結論をみると、その當時、一般に行はれてゐた人口過剩の恐怖説に對して、わが國の人口を自然の推移に任せるとしても、この高き増加率は決して永續するものではなく、やがて低減し、一九六〇年乃至一九七〇年以降においては、人口の絶對數は減少すべきことを豫測し、更に生産年齢階級にある人口は既に過剩であつて、産兒制限策を實施しても、その負擔を軽くするに役立つのみであつて、目下の人口過剩問題を解決し得るものでないことを明らかにされたのである。

その論題からみて、上田博士の推論に對して異見をさしはさむ餘地は全くない。むしろ輕率なる産兒制限説の如何に見當ちがひなる議論であるかを指摘せられた卓見に敬服しなければならないが、しかし日本人口の將來に關する人口政策の立場からすれば、特に問題になる點は、上田博士の推算せられた如く、わが國においても人口増加率が次第に低下し、やがて人口の絶對數が減少する時期が到來するものとして、これを挙手傍観してゐてよいかどうかといふことである。ある論者は、宿命論的立場からして、これを已むを得ざることと考へるであらう。また他の論者は、わが國の人口は過剩であつて、人口増加率の減退を好ましきこととさへ考へるであらう。しかし人口國策はかかる見解を斷じて承認するものではない。周知の如く、昭和十六年一月、閣議決定をみた「人口政策確立要綱」は、わが民族の資質向上と人口増加とを目標として、各種の方策を指示してゐる。

「要綱」が何故にかかる積極的な人口政策の實施を要請してゐるかは、そのなかに明示されてゐるから、こゝで再述しない。そして人口増加の目標を、昭和三十五年に内地人人口一億の達成におき、現に低下の傾向にある

出生率をどの程度まで引き上げべきであるか、また死亡率を更に引き下げることとして、どの程度まで引き下げるべきかについても、これを具體的に指示してゐる。しかしこれは出生率および死亡率の改善目標を全國的に一體として示したものである。いふまでもなく、人口國策として、全國的に出生率および死亡率の改善目標を定め、その具體的方策を指示することは必要であるにちがひないが、この出生率および死亡率は地方によつて大いに差等があり、人口國策を實施して、所期の効果をあげるには、それぐの地方における特殊事情を十分に考慮する必要があらうかとおもはれる。

二

すでに述べた如く、上田博士は昭和五年の國勢調査の結果に基き、出生數および死亡率を不變のものと假定して、わが國の將來人口を推算されたのであるが、近年における出生率および死亡率の趨勢が將來も持続するものと假定して將來人口を推計することも出来る。大正九年以降支那事變勃發直前に至る期間における出生率および死亡率の推移は明らかに低下の傾向を示してゐるのであつて、中川博士の推算の結果によれば、上田博士の推算の結果と數量的には完全に一致してゐないが、しかし人口増加率は次第に減退すること、昭和七十五年に、わが國の人口數は最頂點に達し、爾後、その絶對數が減少するに至るといふ點においてほど一致してゐる。これによつてみると、わが國の出生率および死亡率を自然の推移に任せることにおいては、わが國の人口増加率は次第に衰へ、やがて人口の絶對數が減少する時期が到來するものと推斷されるのである。

近年に至るまで、出生率の低下傾向に對應して死亡率も亦ほど同一の低下傾向を辿つたがために、人口の自然増加率は殆ど變化を示さなかつたが、しかしこの状態は將來に向つて永續するものではなく、人口増加率は

次第に減退すべきことが豫想されるのであつて、わが民族の永遠の發展性を確保する上からみて、甚だ憂慮すべき徵候であるといはなければならぬ。問題はそればかりではない。高度國防國家における人的資源として、昭和三十五年には、少くとも一億の内地人口を實現すべきことを要請せられてゐるに拘らず、支那事變の影響を除外しても、從來の出生率および死亡率を自然の推移に委せるにおいては、この内地人口一億の達成は困難なる状態にあるのである。こゝにおいて、出生率および死亡率の改善が、國民の資質向上の問題とともに、人口國策の中心問題となりつゝあるのである。

大正九年以降支那事變勃發直前に至る期間におけるわが國の出生率および死亡率は、すでに述べた如く、わが民族の永遠の發展性を確保する點から

らいつて、また昭和三十五年における人的資源の必要量を確保する點からいって、甚だ遺憾なものである。しかしこれは全國的にみた場合であつて同一の觀察年次内において、出生率および死亡率の推移は地方(府縣別)によつて著しく異なることはいふまでもない。以下、大正九年以降昭和十二年に至る期間における出生率および死亡率の推移を府縣別に觀察しようとおもふ。

しかし出生率が、いづれの年次においても、全國の平均出生率よりも高い府縣は二十八ある。即ち北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、福井、山梨、岐阜、靜岡、愛知、三重、徳島、香川、愛媛、佐賀、大分、宮崎、鹿兒島の諸縣である。このうちで出生率の最も高い地方は青森、岩手、宮城、秋田、山形、富山の諸縣である。全國の平均出生率とほど同一の地方は千葉、石川、山梨、愛知、三重、徳島、香川、愛媛、佐賀、大分、宮崎、鹿兒島の諸縣である。故に出生率は低下の傾向にありとはいへ、全國の平均出生率に較べて著しく高いのは東北地方の諸縣であり、東海地方、四國および九州の諸縣における出生率は、全國の平均出生率に較べると高いにはちがひないが、その程度は大したものではない。

出生率が、いづれの年次においても、全國の平均出生率よりも低い府縣は十九ある。即ち東京、京都、大阪の三府および神奈川、長野、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、高知、福岡、長崎、熊本、沖繩の諸縣である。このうちで、出生率が、全國の平均出生率に較べて著しく低いのは東京府、京都府および大阪府である。長野縣、長崎縣および熊本縣の出生率は、全國の平均出生率に較べて低いにはちがひないが、その差は決して大なるものではない。

まづ第一に出生率をみると、いづれの府縣においても、年によつて多少の凹凸があるが、出生率は大體において低下する傾向を示してゐる。唯一の例外として沖繩縣があるのみである。即ち沖繩縣を除けば、いづれの府縣においても、全國平均の場合と同様、大正九年以來、出生率は次第に以下の傾向を辿つてゐるのである。

出生率ノ 低下率	道森手城田	形島城木馬	玉葉京川瀧	山川井梨野	阜岡知重賀	都阪庫良山	取根山島口	島川媛知岡	賀崎本分崎	島繩
海	北青岩宮秋	山福茨柄群	埼千東神新	富石福山長	岐靜愛三滋	京大兵奈和	鳥島岡廣山	徳香愛高福	佐長兼大宮	鹿沖
奈	1 2 3 4 5	6 7 8 9 10	11 12 13 14 15	16 17 18 19 20	21 22 23 24 25	26 27 28 29 30	31 32 33 34 35	36 37 38 39 40	41 42 43 44 45	46 47
0.0087										
0.0099										
0.0080										
0.0122										
0.0081										
0.0118										
0.0080										
0.0063										
0.0108										
0.0104										
0.0108										
0.0074										
0.0133										
0.0089										
0.0088										
0.0130										
0.0135										
0.0160										
0.0083										
0.0088										
0.0116										
0.0124										
0.0127										
0.0111										
0.0131										
0.0154										
0.0176										
0.0151										
0.0167										
0.0155										
0.0066										
0.0090										
0.0163										
0.0098										
0.0155										
0.0066										
0.0049										
0.0023										

右の表によつて出生率の低下率の最も高き府縣を順位別に示すと、大阪

死亡率の推移とほど同一の傾向を辿つてゐる。

府、廣島縣、奈良縣、香川縣、福井縣、京都府、石川縣、兵庫縣、東京府、滋賀縣、富山縣、愛知縣、靜岡縣、岐阜縣である。反対に出生率の低下率の最も低き府縣を順位別に示すと、沖繩縣、宮崎縣、鹿兒島縣、茨城縣、福岡縣、島根縣、千葉縣、福島縣、岩手縣、秋田縣、熊本縣、山梨縣、北海道、高知縣、新潟縣である。

要するに大阪府の出生率は全國の平均出生率よりも甚だ低いのみならず、出生率の低下率は最も高いのであるから、最も憂慮すべき状態にある

といはなければならない。これについて東京府および京都府の出生率および出生率の低下率も頗る憂慮すべきものである。なほ一般に關西地方の諸

縣における出生率の低下率は相當に高いことを注目すべきである。これに反して東北地方の諸縣における出生率は全國の平均出生率よりも常に高くなる。しかもその低下率は概して高くなない。

全國の平均死亡率とほど同一の地方は、福島、茨城、栃木、群馬、山梨、靜岡、愛知、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、廣島、山口、香川、愛媛、高知、福岡、宮崎、熊本の諸府縣である。

これに反して死亡率が全國の平均死亡率よりも常に高い府縣は二十六ある。即ち青森、岩手、秋田、山形、茨城、埼玉、千葉、新潟、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、鳥取、島根、岡山、廣島、山口、德島、香川、高知、佐賀、大分の諸府縣である。このうちで死亡率の高いものは青森、秋田、富山、石川、福井、島根の諸縣であつて、北陸地方および東北地方の一部において死亡率は常に最も不良であるといはな

ればならない。

次に出生率の低下率を算定したと同様の方法によつて、死亡率の低下率

を府県別に算定すると次の如くである。

		死亡率 ノ 低			
道	森手城田	形島城木馬	玉葉京川瀬	山川井梨野	阜岡知重賀
海	北青岩宮秋	山福英炳群	崎千東神新	富石福山長	岐靜愛三滋
奈	1 2 3 4 5	6 7 8 9 10	11 12 13 14 15	16 17 18 19 20	21 22 23 24 25
歌					
歌	都阪庫良山	取根山島日	島川媛知岡	賀崎本分崎	島繩
歌	京大兵奈和	鳥島岡廣山	徳香愛高福	佐長熊大宮	鹿沖
兒	26 27 28 29 30	31 32 33 34 35	36 37 38 39 40	41 42 43 44 45	46 47
兒					
兒	0.0102 0.0223 0.0168 0.0268 0.0221	0.0204 0.0195 0.0202 0.0164 0.0196	0.0192 0.0227 0.0363 0.0306 0.0203	0.0143 0.0113 0.0139 0.0193 0.0167	0.0132 0.0186 0.0237 0.0143 0.0184
兒	0.0260 0.0318 0.0214 0.0153 0.0147	0.0117 0.0110 0.0117 0.0192 0.0109	0.0155 0.0194 0.0159 0.0160 0.0129	0.0104 0.0074 0.0140 0.0116 0.0085	0.0073 0.0045

右の表によつて死亡率の低下率の最も高き府県を順位別に示すと、東京府、大阪府、神奈川縣、宮城縣、京都府、愛知縣、千葉縣、青森縣、秋田縣、兵庫縣、山形縣、新潟縣、茨城縣、群馬縣、埼玉縣である。反対にその低下率の最も低き地方を順位別に示すと、沖縄縣、鹿兒島縣、長崎縣、宮崎縣、青森縣、佐賀縣、山口縣、大分縣、石川縣、岡山縣、鳥取縣、福岡縣、岐阜縣、福井縣、熊本縣である。

要するに東京都および大阪府の死亡率は、全國の平均死亡率よりも常に著しく低く、しかもその低下率は相當に大である。これに反し北陸の諸縣における死亡率は全國の平均死亡率に較べて一般に高く、しかもその低下率は小である。

事變後に於ける東北農家の分化 道程に關する若干の觀察

内藤雅夫

(一)

産業再編成の遂行せられつゝある現在に於て農業生産力、農業労働力の現段階の眞面目な考察は、その我が産業機構との關聯に於ける特殊性により愈々不可避的なものとなり、更にその正當な發展を要請されるに到つた。

吾々が人口問題の見地より農業部門を考察の對象となすに際しても農業生産力、農業労働力の現段階の省察と分離してなし得るものでないことは周知の事柄である。農村よりの兵力、労働力の供出、これは更に溯れば農業

労働力の維持培養を前提とするものであることは自明の理である。しかも優質多量の労働力が要望せられ、又食糧確保を要請せられる状態に於て、農業労働生産力の向上は農業部門の重要な前進目標である。國家の要請は至上命令である。しかも現實はその展開の地盤である。かゝる目標達成への過程に於ては幾多の阻害因子の存することは勿論であるが、無益な摩擦を避け、これが克服を期さねばならない。こゝに於て農業労働生産力の問題が人口問題の重要な一部を構成し、これが正確な把握、適正なる展開形態の構想が人口問題の見地よりも要望せられるのである。かゝる反省をなさずして徒らに過去の農業人口量を以て將來を慮るは皮相的な結論を追ひ求めることとなり、又かくて獲たる結論は何等社會經濟的意義を

存せざるのみか、無益なる混亂の湧源となるのである。

本稿に於ては種々な段階に亘りて展開されて居る農業労働生産力を直接する。農家こそ前述の人口、食糧の基地を形成する單位と考へるからである。更に本稿の觀察を地域的に制約するものは、農業生産構造の地域的差異である。この地域的差異は昭和十三年の變動に於て相當顯著に現れて居るので、本稿に於ては東北區の農家を觀察の對象とする。

農家の變動は農業經營との關聯に於て把握されなければならない。然し本稿に於ては經營諸要素に關說せず、農家數及び耕地の變動のみを通じての觀察に過ぎない。更に農家の變動は十二年に於ては未だ何等特異なものを見ず、十三年以後に於て顯著となつて居るが故に、十三年以後を以て事變後と考へることとする。又本稿に於ては専ら農事統計表、農林統計月報、農林省統計表によつたことを附記して置く。

(二)

東北區の總耕地面積は第一表に示す如く年々増加し、事變勃發後も猶増加傾向にある。第二表に示す如く全國的現象としては、昭和十二年迄は増加傾向にあつたが、十三年には著しく減少し、十四年以後再び増加に轉じて居る。即ち東北區は十三年の變動に於て全國的現象と對蹠的な變動をなし居る。然し猶、東北區の變動を見るに十三年は増加よりもむしろ停滞と稱せらる可きであつて、増加速度を著しく減じて居る。この事實は東北區に於ても、全國に於けると同様に、事變による耕地擴張の阻止的因子の作用が認められるが、此處に於ても東北區の農業生産機構の有する特殊性が耕地の増加傾向を減少傾向に轉ぜしむるに到らず、猶、増加傾向を緩和するに止まつたと解し得る。

第一表 自作小作別耕地面積(東北區)

	實數		比 例		昭和一二年	一三年	一四年	一五年	昭和九年
	總數	自作地	小作地	總數	自作地				
一〇年	八九三・四二三九	四七三・七九九	四六六・六七〇	1000.00	五・五七	四七・四三	一・一〇	一・一〇	一〇年
一一年	九五三・四三九	四七五・七九三	四五八・五五九	1000.00	五・五五	四七・四三	一・一〇	一・一〇	一一年
一二年	九六六・九九〇	四八三・一零八	四四八・五五三	1000.00	五・六	四六・八四	一・一〇	一・一〇	一二年
一三年	九六九・〇〇一	四八三・一零八	四四八・五五三	1000.00	五・五九	四七・六一	一・一〇	一・一〇	一三年
一四年	九六九・八五九	四七七・三九三	四三一・八三一	1000.00	五・五九	四七・六一	一・一〇	一・一〇	一四年
一五年	九三三・七五〇	四六六・三九七	四三三・三三三	1000.00	五・六	四七・五四	一・一〇	一・一〇	一五年

備考 農事統計表及び農林統計月報による。

第二表 自作小作別耕地面積(全國)

	實數		比 例		昭和一二年	一三年	一四年	一五年	昭和九年
	總數	自作地	小作地	總數	自作地				
昭和九年	五〇三五・五三四三	三六六・八三四〇	二三七六・七〇一	1000.00	五・三〇	四七・四〇	一・一〇	一・一〇	一〇年
一〇年	五〇〇〇・〇〇七三	三二〇〇・一〇三三	二七五〇・二〇一	1000.00	五・三〇	四七・四〇	一・一〇	一・一〇	一一年
一一年	五〇三三・三六八	三二七七・八三七	二七五〇・三三一	1000.00	五・三〇	四七・三〇	一・一〇	一・一〇	一二年
一二年	五〇三三・〇	三二七三・七九六	二七五〇・二〇一	1000.00	五・三〇	四七・三〇	一・一〇	一・一〇	一三年
一三年	五〇三三・三六八	三二九〇・三三八	二七五〇・一〇一	1000.00	五・三〇	四七・三〇	一・一〇	一・一〇	一四年
一四年	五〇三三・三七三	三二九〇・三三八	二七五〇・一〇一	1000.00	五・三〇	四七・三〇	一・一〇	一・一〇	一五年
一五年	五〇三三・三七三	三二九〇・三三八	二七五〇・一〇一	1000.00	五・三〇	四七・三〇	一・一〇	一・一〇	一五年

第四表 原因別耕地潰廢面積(東北區)

	總數		場地及建工敷地		宅地並工		道路鐵道水路河川		荒地	地類及換地	昭和一二年	一三年	一四年	一五年	昭和九年
	總數	自作地	小作地	總數	自作地	小作地	總數	自作地							
昭和一二年	一六六・四	一六六・四	一六六・四	1000.00	五・一八	四九・八	三・〇一	一・一〇	二二六	三七五	一七一	一三年	一四年	一五年	一五年
一三年	一六六・四	一六六・四	一六六・四	1000.00	五・一八	四九・八	三・〇一	一・一〇	二二六	三七五	一七一	一四年	一五年	一五年	一五年
一四年	一六六・四	一六六・四	一六六・四	1000.00	五・一八	四九・八	三・〇一	一・一〇	二二六	三七五	一七一	一五年	一五年	一五年	一五年
一五年	一六六・四	一六六・四	一六六・四	1000.00	五・一八	四九・八	三・〇一	一・一〇	二二六	三七五	一七一	一五年	一五年	一五年	一五年

備考 實測の結果等による減面積を除く。

第五表 原因別耕地擴張面積(全國)

	總數		開墾		埋立		拓及		荒地復舊		地目變換		昭和一二年	一三年	一四年	一五年	昭和九年
	總數	數	開	墾	埋	立	拓	及	荒	地	變	換					
昭和一二年	一七一・七																
一三年	一七一・七																
一四年	一七一・七																
一五年	一七一・七																

備考 1 農事統計表及び農林統計月報による。
2 北海道、沖繩を除く。

東北區の耕地の増加傾向が如何なる原因によつて促進せられ、或は抑制せられて居るかを示すと第三、四表の如くである。東北區の毎年の耕地擴張

一四年	三〇六六・一	二六六三・〇	五〇八一	六六九七・一	一九二七九
一五年	三〇七四・六	二五七二・一	五〇八一	六六九七・一	一九二七九
	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
備考	一 實測の結果等による増面積を除く。				
2 北海道、沖繩を除く。					

第六表 原因別耕地潰廢面積(全國)

總 敷	數	宅地工場及建		地類及地	目變換
		町	村		
昭和一二年	一六六六・八	六三三・三	一〇〇・〇〇	道路、鐵道、河川及水路敷地	
	一〇〇・〇〇	毛九九			
一三年	三一九九	二七〇四・二	一〇〇・〇〇	町	
		三六六	一〇〇・〇〇	三六六	
一四年	一九〇五・八	八五三・一	一〇〇・〇〇	三六六	
	一〇〇・〇〇	四三三・三			
一五年	三一六六・二	九六三・三	一〇〇・〇〇	三六六	
	一〇〇・〇〇	四二九六・一			
備考	1 實測の結果等による減面積を除く。				
2 北海道、沖繩を除く。					

張の八割前後が開墾によることは第三表に示す通りであるが、これは第五表に示す如く全國の耕地擴張の原因の六割乃至七割が開墾によることと相似的な現象であるが、更に高率である。我が國の如く耕地擴張の可能性が既に僅少と稱せられる状況にて、猶絶對的耕地擴張が、開墾によることは耕地擴張の壓力の繼續的に大なることを示すものと考へ得る。更に積極的擴張たる開墾に對して消極的擴張たる荒地復舊の比率を東北區と全國と比較對照するに、明に東北區は全國に於けるよりも低率である。荒地復舊は東北農業の經營形態についての分析がなされなければならないのである

に於けるよりも大なる事を一層明にし得る。耕地潰廢を原因別に見るに第四表の如くである。十二年以後の首位を占むるものと舉げれば、道路等の敷地、荒地、宅地工場等の敷地と順次變化して居る。全國に於ては第六表の如く宅地工場等の敷地、荒地、宅地工場等の敷地と殆ど宅地工場等の敷地が最高位にある。兩者の共通點を擧げれば、十三年の荒地化、十五年の宅地工場等の敷地化を擧げ得る。十三年に於て全國的に耕地の荒地化が増加したこととは、前述の耕地の擴張壓力の大なることと共に、我が國農業部門の生産構造の偏質的なことを示すものである。耕地の荒地化の主要な原因が、農業勞働力の急激な減少によつて招來されたものであることは周知の事實である。従つて、逆に荒地化の現象は農業勞働力の不足を結果する變動の存することを表示して居ると解し得るであらう。この荒地化の現象は、宅地工場等の敷地化と關聯を有するものであつて、後者の増大は必然的に勞働力の源泉體としての農業勞働力の農業部門よりの離脱を隨伴する。何故ならば、最近年に於て著しく擴充せられた軍需工業部門が農業勞働力、就中その中堅勞働力の上に依存すること大なるによる。更に十四、十五年に於ける宅地工場等の敷地化と荒地化との比率を見るに、前者は全國に高く、後者は東北區に高い。こゝに東北區の特異性が存する。即ち東北區に於ては全國の平均的現象に於けるよりも、より多くの勞働力の流出により、荒地化を促進して居ると云ひ得る。勿論これは東北區の農業經營が全國の平均よりも相對的に農業勞働力を多量に保持して居たか、或は農業經營群中に生産性の低いものが多く存在した爲か、又何れにより多く依存するもののかはこれによりては論斷は出來ない。然し何れにせよ東北農業よりの勞働力の流出は全國の平均的現象よりもより大であつたと云ひ得る。この點に關して

が、こゝに於ては上記の如き結果的判断に止める。第一表の如く増加傾向

にある東北區の耕地の變動を自作小作別に觀察するに、十一年迄は自作地、

小作地何れも増加傾向にあつたが、十二年には小作地が、十三年には自作

地が、それべく減少し、十四年には兩者とも増加し、十五年には小作地が

自作地の著しい増加に對して減少を示して居る。自作地が十三年に減少し

て居ることは注目を要する。全國的に耕地面積が増加して居ることは第二

表の如くであるが、十三年に於て、自作地の減少、小作地の停滞を見るの

みで自作地は増加、小作地は減少傾向にある。全國的にも十三年には自作

地が減少して居ることは著しい現象である。十三年の變動がこの自作地減

少と關聯して特異の様相を呈したことは何等かの原因の伏在を思はせる。

十三年に於て自作小作別の比率を見るに、東北區に於ては自作地の五三・

一六%に對して小作地は四六・八四%であり、これを全國の自作地五三・六
九%、小作地四六・三一%に比較するに大なる差異は存しない。しかし自
作地、小作地と結合する農家群、所有者群の構成の差異を檢せざる限り、兩
地區の農家が同質のものとは解し難い。

次に耕地所有者構成に就て觀察するに第七表の如くである。耕地所有者
を自作農家、自小作農家、不耕地主の三群に分つ。耕地所有者總數に於ては
東北區は十三年に著減するのみにて、他は何れも増加傾向にある。これに
對して全國は第八表に示す如く事變前既に減少傾向にあり、十三年には更
に減少が著しく、十四年以後は増加に轉じて居る。十三年の著減、十四年以
後の増加は全國的な現象である。十一年に於て所有者構成を全國の場合と
比較對照するに、東北區に於ては自小作農家四四・九二%、自作農家一九・九
九%、不耕地主一五・〇九%であり、全國に於ては自小作農家四六・八三%、
自作農家三一・八八%、不耕地主二〇・一九%である。東北區は不耕地主に

第七表 耕地所有者戸數(東北區)

	總 戶數		自作農家 戶數		自小作農家 戶數		不耕地主 戶數	
	實數	比例	實數	比例	實數	比例	實數	比例
昭和九年	四六六〇九	100.00	二六三五七	五三一五七	三三二五三	四七六	九三三五五	一八六
一〇年	四八八五〇八二	100.00	二六〇〇九	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三八九七	一九〇四
一一年	四八八三五三	100.00	二六〇〇九	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇
一二年	四八七三四九	100.00	二六〇〇九	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇
一三年	四八七三四九	100.00	二六〇〇九	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇
一四年	四八六三三一	100.00	二六〇〇九	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇
一五年	四八三五四一	100.00	二六〇〇九	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇

備考 農事統計表並に農林統計月報による。

第八表 耕地所有者戸數(全國)

	總 戶數		自作農家 戶數		自小作農家 戸數		不耕地主 戶數	
	實數	比例	實數	比例	實數	比例	實數	比例
昭和九年	一〇一年	100.00	五三一五七	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇
一〇年	一〇二	100.00	五三一五七	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇
一一年	一〇三	100.00	五三一五七	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇
一二年	一〇四	100.00	五三一五七	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇
一三年	一〇五	100.00	五三一五七	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇
一四年	一〇六	100.00	五三一五七	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇
一五年	一〇七	100.00	五三一五七	五三一五七	三三〇七九	四七七四	九三一四五七	一八六〇

備考 1 農事統計表並に農林統計月報による。

2 北海道 沖繩を除く。

於てのみ高率を示して居る。東北區に於ては不耕地主の存在が特徴的である。こゝに前述の自作、小作別の比率と併せ考察するに、東北區の小作地は全國に於けるよりも、より不耕地主的の土地所有と結合して居ると解し得る。更にこれは農家戸數中の小作農家の比率と對照されるものであらう。

が、これは農家構成のところに於て述べることとする。十二年に上述の如き構成にある耕地所有者は、如何に變動したであらうか。自作農家は事變前より相對的には減少傾向にあるが、十三年に於ては絶對的には減少したが相對的には増加し、十四年以後再び相對的には減少して居る。自小作農家は相對的には自作農家と同様な變動を示すが、十三年は絶對的にも著しく増加して居る。不耕地主は自作畠に自小作農家と對蹠的な變動を示して、絶對的にも相對的にも十二年迄は増加し、十三年には絶對的にも相對的にも著しい減少を示して居る。十四年以後は事變前と同様に絶對的にも相對的にも増加して居る。何れを見るも十三年の變動は特殊なものにして、四年以後の變動が事變前と同様な傾向にあるのと對照して充分な考察をする。全國的現象にては自作農家の十三年の減少、十五年の増加を除いては、總て東北區の變動と同様である。

東北區の不耕地主の變動は、耕地所有者戸數の變動に於て量的にも質的にも重要性を有するものである。十三年に於ける不耕地主の著減にも拘ら

第一〇表 耕地所有者戸數(全國)

十三年的小作地は減少を示して居ないことは不耕地主中の大地主への土地所有集中、或は不耕地主の地主的自作農家化によるものである。これについては耕作農家の變動を述べる時、關說することとする。

第九表 耕地所有者戶數(東北區)

總數		未滿段	五段	未滿	上二町以
昭和九年	五百八十四戶	一〇〇·〇〇	三三〇·四九三	三三〇·四九三	五百八十四戶
一〇年	五百五十三戶	一〇〇·〇〦	三二七·五五六	三二七·五五六	五百五十三戶
一一年	五百四四戶	一〇〇·〇〦	三二八·六一〇	三二八·六一〇	五百四四戶
一二年	五百六四戶	一〇〇·〇〦	三二九·六七七	三二九·六七七	五百六四戶
一三年	五百九四戶	一〇〇·〇〦	三三〇·五五〇	三三〇·五五〇	五百九四戶
一四年	五百三三戶	一〇〇·〇〦	三三一·八二二	三三一·八二二	五百三三戶
一五年	五百九九戶	一〇〇·〇〦	三三一·八二二	三三一·八二二	五百九九戶
備考	農事統計表並に農林統計月報より算出	一〇〇·〇〦	三三〇·五五七	三三〇·五五七	一〇〇·〇〦

一四年	四、八二八、二三一	二、三六五、二六八	一、二九三、一六六	八九四、九三二	一八〇、六〇一	六九、一七七	二三、三九七	一、七五〇
一五年	四、八三三、五四四	二、三五〇、六三五	一、三〇五、三五八	四八、九九	一〇〇、〇〇	二六・七八	一八・五四	三・七四
一六年	四、八三三、五四四	二、三五〇、六三五	一、三〇五、三五八	九〇、一、七五一	一八・〇六	一八一、八〇八	六七・七七九	二三、四八一
一七年	四、八三三、五四四	二、三五〇、六三五	一、三〇五、三五八	九〇、一、七五一	二七・〇一	一八・〇六	三・七六	一・四〇
一八年	四、八三三、五四四	二、三五〇、六三五	一、三〇五、三五八	九〇、一、七五一	二七・〇一	一八・〇六	三・七六	〇・四九
一九年	四、八三三、五四四	二、三五〇、六三五	一、三〇五、三五八	九〇、一、七五一	二七・〇一	一八・〇六	三・七六	〇・〇四

備考 1 農事統計表並に農林統計月報より算出。

2 北海道、沖繩を除く。

東北區の耕地所有者戸數の所有耕地廣狹別構成を觀察するに、第九表の如く十二年に於ては五段未満所有者の四四・一五%を最高とし、以下所有面積の擴大と共にその比率を低下して居る。第十表に掲げた全國の所有耕地廣狹別構成と比較するに五段未満、五段以上一町未満に於て低率を示し、一町以上の各層に於ては高率を示して居る。これは東北區に於て不耕地主的耕地所有が大なること、平均耕作面積の全國に於ける平均よりも大なることと照應するものであらう。所有耕地廣狹別構成の事變以後の變動は次の如くである。事變前は一町以上三町未満を中心として五段未満、五

第一表 耕地所有者平均所有面積

年	全 国			東 北 區		
	所 有 者 戸 数	耕 地 面 積	一 戸 當 有 面 積	所 有 者 戸 数	耕 地 面 積	一 戸 當 有 面 積
昭和九年	四八三、〇九	五〇五、五七三	一・〇四	五八八、四七	六九、四二九	一・一五
一〇年	四八五、〇六	五〇〇、〇〇七三	一・〇三	五五、五五	九〇、〇三三	一・九六
一一年	四八八、三六	五〇五、三八八	一・〇五	五二、四〇七	九〇、四九三	一・五五
一二年	四八七、四五	五〇五、三五〇	一・〇七	五七、六三	九六、九〇一	一・五八
一三年	四八八、三〇	五〇五、三二九	一・〇一	五五、三六	九〇、〇〇四	一・五〇
一四年	四八六、三一	五〇五、二七三	一・〇四	五三、三一	九〇、八四〇	一・六八
一五年	四八三、五四	五〇五、二九一	一・〇四	五三、七九	九三、一七五〇	一・六〇

備考 1 農事統計表並に農林統計月報による。

2 全國は北海道、沖繩を含まず。

以上に於て耕地所有者側よりの觀察を、個別的な表によりてなしたのであるが、更に耕作者側よりの個別的な觀察を加へることによりて年次別の農家の動向觀察の準備とすることとする。

(三)

東北區に於て農家戸數は第十二表に掲げる如く事變前より増加傾向を保持し、十二年に於て停滞を見たが、十三年に於て著増し、十四年は微増、十五年は停滞して居る。全國的現象にては東北區とは逆に農家戸數は減少傾向にあり、十三年に於て著減し、十四、十五年と減少を繼續するが、その減少數を縮少して居る。農家戸數が十三年に於て著増したのは東北區のみにて、十四年に於ても、増加したのは東北區、東山區の二區に過ぎない。十五年に於ての微減は東海、九州兩區の増加を除いた外は、近畿、

四國にやゝ大であるのみにて全國的な現象である。十三年以後の變動は事變によつて農家が蒙つた影響が、東北區の農家の特殊な社會的經濟的性格を通じて現象化したのであつて、この變動の理解は東北區の社會的經濟的

第一二表 白小作別農家戸數(東北區)

	總 戶數		自作農家 戶數		小作農家 戶數		自小作農家 戶數	
	實 數	比例	實 數	比例	實 數	比例	實 數	比例
昭和九年	五三三三四七 戶	100.00	一六・五五 戶	30.39	一四〇・九九 戶	1.40	一九・五九 戶	1.95
一〇年	五三七六四四 戶	100.00	一六・五五 戶	30.39	一四〇・九九 戶	1.40	一九・五九 戶	1.95
一一年	五三七六四四 戶	100.00	一六・五五 戶	30.39	一四〇・九九 戶	1.40	一九・五九 戶	1.95
一二年	五三七六四四 戶	100.00	一六・五五 戶	30.39	一四〇・九九 戶	1.40	一九・五九 戶	1.95
一三年	五三七六四四 戶	100.00	一六・五五 戶	30.39	一四〇・九九 戶	1.40	一九・五九 戶	1.95
一四年	五三七六四四 戶	100.00	一六・五五 戶	30.39	一四〇・九九 戶	1.40	一九・五九 戶	1.95
一五年	五三七六四四 戶	100.00	一六・五五 戶	30.39	一四〇・九九 戶	1.40	一九・五九 戶	1.95

備考 1 農事統計表並に農林統計月報による。

2 北海道、沖繩を除く。

特性の把握なくしては行ひ難いと考へる。本稿に於ては既に述べた如く經營諸要素の分析に迄立入らないので、諸表に示された結果よりの推定に止める。

總數に於て全國的現象と對照的な變動を示す東北區の農家は、耕地のとところで述べた如く耕地擴張の壓力の大なることを示して居る。自小作別構成に於ては如何に變動したであらうか。自小作別の各群に於て事變前は何れも實數に於ては増加して居るが、それぐその増加程度を異にするこによりて比率に於ては、自作農家は低下、或は停滞、小作農家は上昇、自作農家は低下の傾向にある。十三年に於ては小作農家、自作農家の低下、自作農家の上昇により、その昇降傾向に於て差異を生ずるに至り、十四年以後は自作、小作兩群は再轉して上昇傾向を、自小作農家は低下傾向を示す。この變動は事變前後ともほど全國的現象と並行して居る。然し東北區の自小作別構成と全國の自小作別構成とに於ては著しい相異點が存する

のである。十二年に於て比較を試みるに、東北區にありては、自小作農家、小作農家、自作農家の順にして、それべく三九・九〇%、三三・四七%、二六・六三%であるのに對して、全國では、自小作農家、自作農家、小作農家の順にして、それべく四三・一〇%、三〇・三二%、二六・四八%である。自作農家は兩者に於て最高率を保つが、全國に於て、より高率にあり、自作農家、小作農家の順位は逆である。事變後と云へどもこの状勢が繼續し、基本的構成には何等變動を生じて居ない。

東北區に於て小作農家が遙に高率を占めて居ることは、不耕地主の高率なことと關聯し、東北區の農業生産機構の特殊性を示すものである。こゝにはこの兩者の究明は東北農業生産機構の理解のためになされなければならぬ課題であることを指摘するに止める。

第一四表 耕作耕地廣狹別農家戶數(東北區)

第一五表 耕作耕地廣狹別農家戶數(全國)

年	月	日	總數		五段以上		二町以上		三町以上		四町以上	
			戶	人	未滿	段	未滿	段	未滿	段	未滿	段
昭和九年	五月	廿七	一〇〇	四九七	一八三	六六	一六六	〇一	一三三	〇〇一	三三九	〇〇一
一〇年	五月	三〇四	一〇〇	四九六	一八三	六六	一八〇	〇一	一三七	〇一九	三五五	〇一〇
一一年	五月	三〇五	一〇〇	四九六	一八三	六六	一八〇	〇一	一三七	〇一九	三五五	〇一〇
一二年	五月	三〇三	一〇〇	四九六	一八三	六六	一八〇	〇一	一三七	〇一九	三五五	〇一〇
一三年	五月	三〇六	一〇〇	四九六	一八三	六六	一八〇	〇一	一三七	〇一九	三五五	〇一〇
一四年	五月	三〇九	一〇〇	四九六	一八三	六六	一八〇	〇一	一三七	〇一九	三五五	〇一〇
一五年	五月	三一六	一〇〇	四九六	一七五	五七	一五五	〇一	一三〇	〇一九	三五六	〇一〇

備考 1 農事統計表及び農林統計月報による。
2 北海道、冲縄を除く。

耕作耕地廣狹別構成の變動は第十四表に示す如くである。五段未満耕作層は十一年迄は増加し、十二年に減少に轉じたが、以後は大なる變動を示して居ない。五段以上一町未満耕作層は明に十二年、十三年の間に一線を劃して增加より減少に轉じ、十三年の減少が最も大である。一町以上二町未満耕作層は事變の前後を通じて增加傾向にあり、特に十三年の増加著しく、十四年には幾分減少するも十五年には更に増加して居る。二町以上三町未満耕作層は十三年に増加するも他は減少傾向にあり、三町以上五町未満、五町以上の各耕作層は減少傾向にあり、十三、十四年のみ増加し、十五年には減少に轉じて居る。全國的現象としては五段未満、五段以上一町未満の二耕作層は事變前後を通じて減少傾向にあり、特に十三年に於け

事變後に於ける東北農家の分化道程に関する若干の觀察

備考 農事統計表及び農村統計月報による。

る減少が著しい。一町以上二町未満耕作層は事變前後を通じて増加傾向にあり、十三年の増加が特に著しい。二町以上三町未満耕作層は減少傾向を有し、十三年と雖も特に變化はない。三町以上五町未満耕作層は減少傾向にあるが、十四年には減少數が著しく減じ、十五年には増加をなして居る。この十五年の増加は四國區、九州區の増加による。四國區に於ては十二年に於て半減し、以後増加傾向にあり、十五年には十四年の約一・四割を增加して居ることを附記して置く。五町以上耕作層は減少傾向にあり、十三年に於て著しく減少したが、十四年以後は増加に轉じて居る。十五年は東北、關東の二區を除いて他は増加して居るが、九州區の増加が特に著しい。東北區と全國とを比較對照するに五段以上一町未満、一町以上二町未満耕作層の事變後の變動及び一町以上各層の變動に於て同一傾向を見、他は對蹠的な動向を示して居る。

昭和十二年に於て耕作耕地廣狹別農家構成を東北區、全國を比較對照するに、第十四表、第十五表に示す如く、五段未満、五段以上一町未満の二層

が全國に高い。又一町以上の各層は東北區に高く、なほ二町以上の各層は全國の二乃至三倍の高率を占めて居る。耕作耕地廣狹別比率を順位に配列すれば、全國にては五段以上一町未満、五段未満、一町以上二町未満、以下耕作面積の大なるものほど下位にある。東北區に於ては一町以上二町未満耕作層が第一位にあり、五段以上一町未満、五段未満の順にて以下は全國と同様である。事變後は全國、東北區何れも五段未満耕作層の上昇により、五段以上一町未満とその位置を代へるに至つた。事變後二町以上の各層が全國では増加して居るに對して、東北區では十四年或は十五年に於て減少を示して居ることも注意すべきところであらう。

この兩者に於ける序列の差異は農業生産農家の限界耕作面積の廣狹に關

聯があるのである。全國に於ては平均的現象を見るのであつて各地區の地域性の相異は、或は相互に強調し、或は相殺しあつて居るのであるが、なほ總體的には以上の様相を呈するのであつて、東北區に於てこれら日本的序列との間に差が存するところに東北型なるものの存在を肯定せしめるのである。農業生産物の商品化の展開に於て、又その不完全なることによりて農業生産農家の限界耕作面積の廣狹は、猶その地域性把握の横杆たり得るのである。しかも限界耕作面積は事變後の逆條件に於て、從來の如き下限のみでなく上限に於てもその存在を明示するに到つたのである。前述の事變後の各層の變動も農業生産農家群の、更に農業生産農家たり得ざる農家群即ち限界耕作面積以下の耕地面積と結合して居る農家群の二つの變動を含むのである。後者の變動は自給自足農家、飢餓的農業生産農家の兼業農家たることによりて農家たる外形を維持すると考察することによりて理解し得る。

第一六表 一戸當平均耕作面積

	全 国		東 北 区		
	農家戸數	耕作面積 平均耕作面積	農家戸數	耕作面積 平均耕作面積	
昭和九年	五三三万四千七戸	五〇三五・五四三町	一〇年	五二一七・〇四四町	
一一年	五三〇四・五五三戸	五〇〇九・三六八町	一一年	五二八三・七〇三戸	五〇五四・四五〇町
一二年	五二八三・七〇三戸	五〇五四・四五〇町	一二年	五二八三・七〇三戸	五〇五四・四五〇町
一三年	五二〇三・四七六戸	五〇三五・二三九町	一三年	五二〇三・四七六戸	五〇三五・二三九町
一四年	五二一〇・五五三戸	五〇三五・二三九町	一四年	五二一〇・五五三戸	五〇三五・二三九町
一五年	五二〇九・一六六戸	五〇三五・二三九町	一五年	五二〇九・一六六戸	五〇三五・二三九町

東北區農家の限界耕作面積の比較的大なることは、一戸當り平均耕作面積の全國平均より大なることによりても知り得る。變動期に於てその上限の存在を明にして來たことは、これ又一戸當り平均耕作面積によりて知り得る。上層農家の増加、下層農家の減少にも拘らず、平均耕作面積が十三年に於て縮少して居ることは一論據たり得る。五町以上農家戸數は増加して居るが、この層の總耕作面積は減少して居るのではなからうか。即ち、労働力の不足、勞賃の昂騰、更には役畜の減少、資材の不足は大經營に於てその耕作面積の縮少を餘儀なくせしめ、この層の戸數增加に反してこの層の平均耕作面積は縮少し、又一町以上二町未満耕作者の増加も一町歩に近いものとの增加によると考へ得る。

十四年には平均耕作面積が擴大して居り、十五年には更に擴張せられて居る。この事實は十三年に於て上限をも規定した労働力不足の問題は、更に加へてその家族勞力に依存する農家群の農業生産農家としての耕作面積の下限をも引上げるに到つた。即ち家族勞力の強化によりて農業生産農家の地位を保持せし農家は、逆條件のもとにその存續の基盤たる耕地面積のより大なることを要望し、しかもかかる層へ進出可能なる條件を具備せしもののみに農業生産農家たる資格を附與した。このことは一町乃至二町耕作層の平均耕作面積の擴張を中心として、東北農業生産農家の平均耕作面積が擴張すると共に、農家の平均耕作面積を大にしたのであると考へ得る。

自小作別構成と廣狭別構成との關聯は、上掲の諸表によりては正確に理解し難い。昭和十三年に於ける一齊調査は兩者の關聯を示す表を掲げて居るので、しばらくこれによりて觀察する。一齊調査を十三年の農事統計表と對照するにその間に稍々差異があるが、著しき差異はない。自小作別に

廣狭別構成を觀察すれば、東北區は自作、自小作、小作農家の何れに於ても、全國（本誌三ノ一、二三頁第一三表參照）に於けるよりも低率にて、一町以上の各耕作層が高率である。これは東北區の經營が同一收益獲得のために全國平均よりも大なる耕地を要することを示すものであることは前に

第一七表 自小作別耕地廣狭別農家戸數（東北區）

小作農家	自作農家		自小作農家		未満耕		五段以上一町以		二町以		三町以		四町以		五町以上	
	總 數	戶	總 數	戶	未滿	戶	未滿	戶	未滿	戶	未滿	戶	未滿	戶	未滿	戶
一九七、五五九	一〇〇・〇〇	八七、七七四	一七六、四一	一〇〇・〇〇	三一、七七四	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇	三〇、六三一	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇	三一、七七四	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇
一九七、五五九	一〇〇・〇〇	八七、七七四	一七六、四一	一〇〇・〇〇	三一、七七四	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇	三〇、六三一	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇	三一、七七四	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇
一九七、五五九	一〇〇・〇〇	八七、七七四	一七六、四一	一〇〇・〇〇	三一、七七四	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇	三〇、六三一	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇	三一、七七四	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇
一九七、五五九	一〇〇・〇〇	八七、七七四	一七六、四一	一〇〇・〇〇	三一、七七四	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇	三〇、六三一	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇	三一、七七四	一七六、四一	一五、五七九	一〇〇・〇〇

述せし如くである。然しかる地域性を有する東北區に於てすら、小作農家の約七三%が一町未満耕作層に屬することは、自作農家の約四八%、自小作農家の三五%と比較對照して著しい特徴を示すと共に、小作農家の農業生産農家として劣位にあることを如實に物語つて居る。このことは更に次に述べる兼業農家とも關聯して云ひ得ることであるが、經營外的、内的諸條件に於て變動を生じた場合、その抵抗力のより脆弱な小作農家が如何なる経過を辿るかはこれによつても推知し得る。

我が國の農家に於て兼業農家の存在することを劣位農家側より見れば、農家經濟の補充的なものとしての兼業が不可避的 requirement であることと、他產業部門より見れば、他產業部門就中工業部門の低廉なる勞働力需要とによるのである。然しこゝに兼業農家と稱するは農家世帶員の兼業なれば長期不在勞力を包含せず、從つて兼業農家の存在は、農家の勞働力が直接に

産業労働力とのみ結びつくることを示すものではないが、長期出稼的性格を有する吾が國の産業労働力がかかる背景を有して居ることを理解するならば、兼業農家は農家人口と産業労働人口との間に介在する零細耕作農家群の主なる存續形態として、その變動は農家労働力群よりの産業労働力供出過程の導標たり得るであらう。昭和十三年の一齊調査によれば、吾が國の兼業農家の四三・六五%が雇傭労働に從事することはこの間の理由の論據をなすものであらう。然し吾々は雇傭労働の産業別構成を知り得ないので、論定はなし難いが、吾が國産業構成が重工業、化學工業部門の比重を大に

第一八表 兼業農家戸數(全國)

	總 戶數	林 業 戶數	水 產 業 戶數	工 業 戶數	商 業 戶數	雇 傭 労 働 戶數	其 的 他 戶數
總 數	二八五、七三	三三、六四	二三、三三	三六、四一	二三、三三	一〇、七九	一八、二四
一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇
自作農家	八九四、四四	九五、五三	九五、五三	九五、五三	九五、五三	九五、五三	九五、五三
小作農家	八〇三、三三	三〇、七五	三〇、七五	三〇、七五	三〇、七五	三〇、七五	三〇、七五

備考 1 農家一齊調査(昭一三、九、一現在)による。

2 北海道、沖繩を除く。

しつゝ、著しい變動をなし來つた近年の狀態に於て、産業労働力の質的な變化、即ち幼婦女労働より青壯年労働へ、不熟練労働より熟練労働への變化は、雇傭労働の性格をも亦それと共に變貌を來たさしめたことを類推し得る。從つて兼業農家の増減現象もかかる産業構成の變動によつて質的及び量的な變動を來たしたことは否定し得ない。

第十九表に依り東北區に於ける兼業農家の變動を觀察するに、事變前は減少傾向にあり、十三年に於て著増し、十四年、十五年と再び減少傾向にあ

る。十五年の甚だしい減少は岩手縣の著減によるのであるが、岩手縣の從來兼業農家と稱せられしは本業農家に對する副業農家であつて、十五年に於て專業農家に對する兼業農家として集計した爲、内容の變化があり、それ

第一九表 專業兼業別農家戸數(東北區)

	實 數		比 例		實 數		比 例		實 數		比 例	
	總 戶數	專業農家 戶數	百分比	專業農家 戶數	百分比	總 戶數	專業農家 戶數	百分比	總 戶數	專業農家 戶數	百分比	總 戶數
昭和九年	一〇〇〇〇	六三、三九	六三、三九%	一〇〇〇〇	五二、〇三	一〇〇〇〇	五二、〇三	五二、〇三%	一〇〇〇〇	三九、七五	三九、七五%	一〇〇〇〇
一一年	一一〇〇〇	六〇、〇〇	六〇、〇〇%	一一〇〇〇	五〇、〇〇	一一〇〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇%	一一〇〇〇	三九、〇〇	三九、〇〇%	一一〇〇〇
一二年	一二〇〇〇	六〇、〇〇	六〇、〇〇%	一二〇〇〇	五〇、〇〇	一二〇〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇%	一二〇〇〇	三九、〇〇	三九、〇〇%	一二〇〇〇
一三年	一三〇〇〇	六〇、〇〇	六〇、〇〇%	一三〇〇〇	五〇、〇〇	一三〇〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇%	一三〇〇〇	三九、〇〇	三九、〇〇%	一三〇〇〇
一四年	一四〇〇〇	六〇、〇〇	六〇、〇〇%	一四〇〇〇	五〇、〇〇	一四〇〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇%	一四〇〇〇	三九、〇〇	三九、〇〇%	一四〇〇〇
一五年	一五〇〇〇	六〇、〇〇	六〇、〇〇%	一五〇〇〇	五〇、〇〇	一五〇〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇%	一五〇〇〇	三九、〇〇	三九、〇〇%	一五〇〇〇
一六年	一六〇〇〇	六〇、〇〇	六〇、〇〇%	一六〇〇〇	五〇、〇〇	一六〇〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇%	一六〇〇〇	三九、〇〇	三九、〇〇%	一六〇〇〇
一七年	一七〇〇〇	六〇、〇〇	六〇、〇〇%	一七〇〇〇	五〇、〇〇	一七〇〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇%	一七〇〇〇	三九、〇〇	三九、〇〇%	一七〇〇〇
一八年	一八〇〇〇	六〇、〇〇	六〇、〇〇%	一八〇〇〇	五〇、〇〇	一八〇〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇%	一八〇〇〇	三九、〇〇	三九、〇〇%	一八〇〇〇
一九年	一九〇〇〇	六〇、〇〇	六〇、〇〇%	一九〇〇〇	五〇、〇〇	一九〇〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇%	一九〇〇〇	三九、〇〇	三九、〇〇%	一九〇〇〇
二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	六〇、〇〇	六〇、〇〇%	二〇〇〇〇	五〇、〇〇	二〇〇〇〇	五〇、〇〇	五〇、〇〇%	二〇〇〇〇	三九、〇〇	三九、〇〇%	二〇〇〇〇

備考 農事統計表並に農林統計月報による。

第二〇表 專業兼業別農家戸數(全國)

	實 數		比 例		實 數		比 例		實 數		比 例	
	總 戶數	專業農家 戶數	百分比	專業農家 戶數	百分比	總 戶數	專業農家 戶數	百分比	總 戶數	專業農家 戶數	百分比	總 戶數
昭和九年	一〇〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇%	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇%	一〇〇〇〇
一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇%	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇	一〇〇〇〇%	一〇〇〇〇
一一〇〇〇	一一〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇%	一一〇〇〇	一一〇〇〇	一一〇〇〇%	一一〇〇〇
一二〇〇〇	一二〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	一二〇〇〇	一二〇〇〇	一二〇〇〇	一二〇〇〇	一二〇〇〇%	一二〇〇〇	一二〇〇〇	一二〇〇〇%	一二〇〇〇
一三〇〇〇	一三〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇%	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇%	一三〇〇〇
一四〇〇〇	一四〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇%	一四〇〇〇	一四〇〇〇	一四〇〇〇%	一四〇〇〇
一五〇〇〇	一五〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇%	一五〇〇〇	一五〇〇〇	一五〇〇〇%	一五〇〇〇
一六〇〇〇	一六〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	一六〇〇〇	一六〇〇〇	一六〇〇〇	一六〇〇〇	一六〇〇〇%	一六〇〇〇	一六〇〇〇	一六〇〇〇%	一六〇〇〇
一七〇〇〇	一七〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	一七〇〇〇	一七〇〇〇	一七〇〇〇	一七〇〇〇	一七〇〇〇%	一七〇〇〇	一七〇〇〇	一七〇〇〇%	一七〇〇〇
一八〇〇〇	一八〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇%	一八〇〇〇	一八〇〇〇	一八〇〇〇%	一八〇〇〇
一九〇〇〇	一九〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	一九〇〇〇	一九〇〇〇	一九〇〇〇	一九〇〇〇	一九〇〇〇%	一九〇〇〇	一九〇〇〇	一九〇〇〇%	一九〇〇〇
二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	三三、三九	三三、三九%	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇%	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇	二〇〇〇〇%	二〇〇〇〇

備考 農事統計表並に農林統計月報による。

備考 1 農事統計表並に農林統計月報による。

2 北海道、沖繩を除く。

によつて激減を示したのである。農事統計表に於ける兼業農家の規定は、從來存しなかつた爲に、その内容に於て必ずしも同質のもののみとは限らず、岩手縣の場合、統計の整理によりて著しい變化を生ずるに至つたことは從來の統計の不備を明にすることとなつた。又かかる内容的變化を生ずる農事統計表の兼業農家が、農業を從とする兼業農家の性格を有することとは本誌三ノ一に示した如くであるが、なほその統計の不備は被ひ難い。從つて農事統計表にては大體の傾向のみを見、以下一齊調査によりて觀察することとする。

昭和十三年九月一日現在によりて行はれた農家一齊調査によりて、十三年に於ける兼業農家の自小作別或は兼業の種別に就て觀察するに次の如くである。

一齊調査に於ける兼業農家として集計せられた客體が、農事統計の兼業

第二一表 専業兼業別農家戸數(東北區)

	總		專業農家		兼業農家	
	數	戶	數	戶	數	戶
總	六六七、二八三	一〇〇・〇〇	二九三、二〇一	四三・九四	三七四、〇八二	五六・〇六
自作農家	一七三、六〇一	一〇〇・〇〇	七三、七三一	四三・四七	三一〇、二一五	三一・五〇
小作農家	一九七、五六九	一〇〇・〇〇	五九、六七七	三〇・二一	一六三、八六七	二四・五六
自小作農家	二九六、一一三	一〇〇・〇〇	一五九、八〇三	五三・九七	九九、八八〇	五七・五三
備考	農家一齊調査(昭一二、九、一現在)による。				四七、八九九	四七・八九九
					二七・五九	五一、九八一
					一三七、八九二	二九・九四
					六一、七〇九	三一・三三
					七六、一八三	三八・五六
					一三六、三一〇	三五、七〇三
					四六・〇三	一二・〇五
					一〇〇、六〇七	三三・九八

兼業率は六九・七九%に及び全國に於ける六七・五五%より高率であり、自作農家の兼業率は五七・五三%にして全國に於ける五七・〇〇%とほど同率である。自小作農家の兼業率は四六・〇三%にして全國に於ける四七・五%より稍低率である。總體的に大なる差異は存しない。東北區に於ても

事後於ける東北農家の分化過程に關する若干の觀察

農家とその質的內容に於て一致せざることは本誌三ノ一に於て指摘した如くであり、農事統計による兼業農家は一齊調査に於ける農業を從とする兼業農家たる性格を有するのである。農事統計が上述の如き農業を從とする兼業農家を兼業農家として取扱ふのであるならば、かかる農家群の飛躍的増大は農業生産農家より脱落せし農家群の多數なるを示すのであって、更にこの兼業農家群以外に農業生産農家より脱落の一歩手前に踏止りたる農業を主とする兼業農家群の更に多數の存在を考へることは困難ではない。本誌三ノ一第十九頁の第四表によりても農業を主とする兼業農家が、農業を從とする兼業農家より大なることを知り得る。一齊調査によるに、兼業率は東北區が全國に於けるよりも稍、高率にある。が殆ど相異せずと稱しても大過ない。第二十表によりて自小作別に兼業率を算出すれば、小作農家、自作農家、自小作農家の順にして、全國的現象と相異はない。小作農家の

小作農家の約七割が兼業農家であることは、既述の如く小作農家の七割以上のが一町未満の零細なる耕地耕作者であることと共に小作農家の農業生産農家としての經濟的性格の脆弱性を示してゐる。

兼業を業種別に觀察すれば第二十二表の如く雇傭労働が四八・〇〇%の

高率を占め、其の他商業、林業、工業、水産業の順なれど、雇傭労働とは相當の差が存する。猶全國に比すれば、その順位に於て工業と林業がその位置を代へて居る。これも亦東北の産業構成の地域的特性を示して居るものであらう。兼業農家の約半數に達する雇傭労働は、全國に於けるよりも東北生産機構の特殊性によるものと考へられる。

第三表 兼業業種別農家戸數(東北區)

	總 數	林 業	水 產	工 業	商 業	雇 傭 勞 動	其 の 他
自作農家	三七四、〇八二 一〇〇、〇〇	四〇、九九九 一〇、九六	二三、七三七 六、三七五	二八、五一三 七、六二	四一、六四三 一一、一三	一七九、五六八 四八、〇〇	五九、六二二 一五、九四
小作農家	九九、八八〇 一〇〇、〇〇	一五、七五九 一五、七八	一一、五五九 一一、五七	七、三〇三 七、三一	一四六四九 一四、六七	二七、八六六 二七、九〇	三六、七四四 三三、七七
自小作農家	一三七、八九二 一〇〇、〇〇	七、六七六 五、五四三	五、五四三 四、〇三	一七、五六四 六、六三五	一〇、六九〇 七、七五	八三、五五一 六〇、五九	一六、五九五 一二、〇四
備考	一三六、三一〇 一〇〇、〇〇	一七、五六四 二、八八	六、六三五 四、八三五	一〇、五二〇 七、七二	一三、一五七 九、六五	六八、一五一 五〇、〇〇	二〇、二八三 一四、八八

備考 農家一齊調査(昭一二三、九、一現在)に依る。

働の大なるを知り得るのではなからうか。又農業に於ける雇傭労働が大であることは、勞働力の不足が直接的に經營面積の廣狭に影響し、大なるものに於ては縮少を見るに至ることが推察し得るであらう。

以上に於て耕作者に關する諸表によりて農家の動向を觀察したのであるが、既述の所有者側の動向と併せ觀察することによりて、東北農家の社會的經濟的性格を通じて展開せられた、事變の前後に於ける動向を窺ふこととする。

(四)

事變前より東北區に於て、耕地所有者群は、自小作農家と不耕地主の増加、自作農家の減少と云ふ趨勢にて、増加傾向にあつた。又所有面積廣狭別に觀察すれば、五段未滿、五段以上一町未滿の各所有者層に於て増加をなしてきたのである。しかるに十三年には、耕地所有者戸數の減少が見られる。従つて不耕地主の減少も、不耕地主、自作農家、自小作農家間の變動によるものが主體をなすと解し得る。これを所有耕地廣狭別の變動と併せ考察しつゝ耕地所有者、就中耕地所有農家の十三年に於ける動向を窺ふこととする。

東北區に於ける十三年の變動中著しきものは耕地所有者數の著減、就中不耕地主の著減と農家戸數の著増、就中自小作農家の著増である。兩者の變動は地區別に見るに、何れも東北區に於て著しいものにして、東北農業生産機構の特殊性によるものと考へられる。

所有面積の廣狭別による變動は、從來増加傾向にあつた五段未滿の著減、五段以上一町未滿の減少があるので、一町以上の各層に於ては増加している。更に總數に於て増加傾向にある農家を、耕作面積の廣狭別の變動について見るに、廣狭別に於ても從來増加して來た五段未滿、五段以上一町未

區に於てなほ高率であるが、更に自小作別の觀察を試みれば、小作農家の六〇・五九%、自小作農家の五〇・〇〇%とが全國の小作或は自小作農家の比率よりも高率であることは注目に値する。更にこれらが從事せる産業別構成を示し得るならば、東北區の兼業農家の雇傭労働中、農業に於ける雇傭勞

満の各耕作層が減少を示したのみで、一町以上耕作農家は、一町以上二町未満耕作農家の増加を最高として、各層とも増加して居る。農家戸數の増加、耕作面積の大なるものの増加は、不耕地主の自作農家化傾向を示すものであらう。不耕地主の自作農家化傾向は小作地の返還によつて生じたものと考へ得る。然しこの結果が大なれば必然的に自作地の増大、自作農家の増加が見らるべきである。然るに事實は此の反対の現象を呈して居ることは更に錯綜せる變動の行はれたことを示して居る。不耕地主のかゝる變化を

不明確にせし現象は以下の如く解し得るのではなからうか。十三年に於ける五段未満所有層の減少及び一戸當り平均所有面積の増大が、零細自作農家の離脱現象及び零細不耕地主の所有地喪失によるものと解し得る。かゝる現象が自作農家の減少、又不耕地主の減少の一部をなしたのであらう。この中、自作農家の離脱現象にともなふその耕作地たる自作地の移動を考へるに二つの場合がある。一つは自作地のまゝで存續する場合である。これは中層の自作農家或は自小作農家の自作地の擴張に當てられ、直接耕地面積の擴張に役立つ場合である。他の場合は地主的自作農家、或は不耕地主に歸することによりて、小作地として、農業生産農家にて耕作面積擴張可能な自作農家、自小作農家の耕作面積の擴張に充てられる場合である。

兩者何れの場合がより多く發生して居るかを、その結果的現象としての自作地の減少に對する小作地の停滯並びに自小作農家の増加により、後者の場合がより多く發生して居ると判定し得る。この現象が前述の不耕地主の自作農家化を耕地の移動を通じて捉らへることを困難にして居るのであらう。更に又、このことは分散的土地位所有集中と並行するものであらう。

兼業農家の存在は農家分解の停滯的形態と稱し得ることは既述の如くであるが、東北區にてもこのことは實證し得る。十三年に五段未満耕作農家

よりも五段以上一町未満耕作農家の減少が結果的には大であることは、零細耕作農家が、兼業農家たることにより、農家分解に一段階をなして居ることを示して居る。

十三年の東北農家の動向を總括するに、勞働力の減少により、農業生産農家を中心として、即ち耕作面積の大小による變動が第一次的に展開され、更にこれが耕地所有關係に影響を與へ、不耕地主の減退を見たと云ひ得る。

上掲の諸表に見られる如く十四年の變動は、十三年に於ける變動と著しく對蹠的である。

事變前後の變動を見る場合に、多くの論者が事變前と事變後の各一年を提らへ比較對照するが、これは甚だ危険である。十三年の變動が顯著であることが、十四、十五年の、猶十三年の變動に對しては微少であるが、質的に異つた變動を無視することになるからである。十三年の變動の著しいことは充分なる注意を以つて考察されねばならぬことは勿論であるが、十四、十五年のそれと質的な相異を有する變動の考察も、數的には微少であるが、充分な注意を拂つてなされなければ事變後の考察としては猶不充分と云はなければならぬ。

十四年には耕地が增加し、自小作別にては自作地が増大し、更に不耕地主の增加によつて耕地所有者も増加して居る。不耕地主の急増と小作地の微増及び一戸當り所有面積の微減とは地主的自作農の所有小作地の減少と土地所有の分散的集中が行はれたことを示すものであらう。耕地所有者の増加と不耕地主の増加が平行する場合、これは二つの場合に於て考へられる。一つは農家の土地所有の増加、更に農家の土地所有者の不耕地主化の一聯の上昇過程に於てであり、他は農家外の新たなる不耕地主の發生であ

る。農家戸數は十三年に著増したが十四年に停滞を示して居る。しかも三町以上の耕作層に増加を見て居ることは、前者の上昇過程よりも、後者の農家外の新たなる不耕地主の發生がより多いことを意味して居ると思はれる。

耕地所有農家の變動は十四年には餘り大ではなかつたが、自作農家の増加、自小作農家の減少が見られ、農業生産農家の所有地と耕作地の一一致の方向にあるを示してゐる。小作農家は十三年の著減に對して増加に轉じて居る。これは小作農家の兼業農家化による停滯的存續を示して居るのであらう。

自小作農家群の變動は、その耕作地の自作地部分が如何程であるかを知り得ない以上論斷是不可能であるが、十四年には小作地の減少、一戸當り耕作面積の増大の傾向より、耕作面積を擴張すると共にその自作地部分を増加したと考へられる。自小作農家は總體的には小作農家の性格を有するが、猶自作農家の性格を有するものも存するが故に、その變動は少くとも二つの層に於て行はれると解し得る。従つて自小作農家の變動は、それ自體の變動によりては判定が困難にして、自作或は小作農家の變動によりて推定をなすことが必要である。

兼業農家の減少傾向は小作農家の停滞と關聯があると思はれる。即ち兼業農家層の減少は農家分解傾向を明にし、一時兼業農家層に加はることによりて維持せられた農家層が、更に分解過程を促進して農家群より脱落するに到つたことを示すものと考へ得る。

以上に於てみられた十四年の東北農家群の動向は小資本家的土地所有の展開が分散的土地区中と平行し、農業生産農家と耕地との結合が愈、強化せられ、農家の土地所有は自作的耕作との緊密を加へつゝある。一方小資本

家の土地所有による不耕地主の増加を見る。

十五年に於ける變動は、十四年に於て轉換した傾向を繼續してゐる。耕地所有群に於ては不耕地主のみその增加を繼續して居る。十四年に於て見られた分散的土地所有集中は、より大なる所有階層に移動した。しかし猶に到る迄増加傾向にあつた三町以上の耕作層が農業勞働力の減少、勞賃の昂騰の進展によりてその自作耕作面積の縮少、即ち自作農家の地主的自作農家化或は不耕地主化の傾向を帶びたことによつて理解出来る。

耕地面積の増加も自作地の増加に依存し、自作地部分の縮少は分散的土地位所有集中がなほ分散的と稱し得ることを示して居る。

十三年以後の變動をみると、二町前後の耕作者を中心として、上層に於ては耕作地と所有地の結合を強化し、下層に於ては農業生産農家よりの脱落傾向を明らかに示めして居る。十四年に於てはこの間に農業者外の不耕地主の増加を惹起し、十五年に於ては更にかかる不耕地主の増加を見ると共に、自作農的地主の自作地を縮少することにより地主的自作農家化が生ずるに到つたのである。

次第に、農業生産農家の確立により農業生産農家と地主、兼業農家の分化が明らかになつてきて居る。

以上の如き動向を示した各層の農家が、何故かゝる變動を呈したかの分析をなさなかつた。これは又以上の推論が妄斷にはしりたる可能性が存することになるのであるが、十三年の變動及び十四年以後益、促進せられて居る農業生産農家の耕地の所有と耕作の合一過程、零細農家の兼業農家化と中土地所有者及び小資本家土地所有者としての不耕地主との結合過程の推論はなほ農業人口の性格把握の上に目やすとなり得るであらう。

彙報

大東亜建設審議會に關する件

(昭和一七年五月四日鈴木幹事長談)

政府は曩に大東亜建設審議會の設置を仰ぎ官民緊密なる協力の下に大東亜建設に關する根本方策の調査審議に當ることと致したのであるが、去る二月二十七日

の第一回總會に於て内閣總理大臣より大東亜建設に關する基礎要件、文教政策、人口政策並に經濟建設基本

方策の四項目に付諮問あり、之に依り夫々第一乃至第四部會を設け審議を進め殆んど毎週各部會を開き各委員共飽く迄大東亜戰爭を戰ひ抜く鐵石の決意と道義に基く大東亜新秩序建設に對する熱意とを以て眞剣に審議を續行しつゝある次第である。

第一部會は大東亜建設に關する基礎要件を確定し之を諸方策決定の指針たらしめんとするものであつて、

三月十三日第一回の部會を開いて以來五月一日迄に六回に亘り審議を行ひ既に部會に於て決定せる部分の答申案を本日の大東亜建設審議會總會に諮り之が決定を見た次第であるが其の中の大東亜建設の基礎理念の要旨は次の通りである。

大東亜建設の基礎理念は我が國體の本義に淵源し八

紘爲字の大義を沿く大東亜に顯現するに在り之が爲各國及各住民をして其の分に應じ各、其の所を得しめ道義に立脚する新秩序を確立するを以て要と爲す。

第二部會は大東亜戰爭を遂行し且大東亜建設の大經綸を具現する爲國民をして肇國の大精神に基き國體觀念に徹し其の氣宇を雄大ならしむると共に知能を向上し且軍事上の要請に答ふべき國民の教育鍛成方策並に

であつて三月十日第一回の部會を開き爾來今日迄回を重ねること四回に及び尙繼續中である。

第三部會は大東亜戰爭を遂行し且大東亜建設を具現する爲帝國の人口政策の確立を圖らんとするものであつて、三月十一日第一回の部會を開催後今日迄五回に亘り審議を進め目下尙攻究中である。

第四部會は帝國の長期に應ずる戰爭遂行力を充實擴大し且大東亜諸民族の民生の暢達を期する爲帝國を核心とする大東亜の自立經濟を完成する方策を樹立せんとするものであつて、三月十九日第一回の部會を開催爾來五回に亘り會議を開き去る四月十七日答申案を決定し、本日の大東亜建設審議會總會に於て決定を見た次第で之が方針として大要

一、大東亜經濟建設の目的は八紘爲字の大義に則り道義に基く大東亜の經濟新秩序を建設し併せて新世界經濟の建設に寄與するに在り之が爲大東亜の綜合經濟力を發揮し大東亜防衛に必要な自主的國防經濟を完成す。

而して當面の施策は大東亜戰爭遂行力の急速なる增强に結集し併せて劫久の大建設の基礎確立に資す。

二、大東亜の各國は互に相協力し各、其の所を得ると共に各地域の人力及資源の特性を發揮し大東亜全體の經濟力を綜合的に充實す。各地域に於ける經濟施策の實行は其の實情に應じ而も戰局の進展に稽へ緩急宜しきを圖るものとす。

三、皇國は大東亜經濟建設を推進する爲益、國民の國體觀念を明徴にし剛健なる精神雄渾なる氣宇を鍊成すると共に之に立脚する國內態勢の刷新を圖り且科

大東亜建設審議會の審議經過に關する 鈴木幹事長談

大東亜建設審議會の設置については本誌本欄既報の如くであるが、各部會の編成及びその審議經過については昭和十七年五月四日及び五月二十一日の二回に亘り幹事長鈴木企畫院總裁談を以てその大要を發表せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

學技術の創期的振興を圖る。

四、大東亞の各住民は大東亞建設の成否が大東亞全體の運命に關するものなることを自覺し共苦偕樂各其の分に應じて協力す。

を確立し之を貫徹する爲産業、勞務、財政、金融、交易、交通、科學技術等の基本方策を策定せるものである。

又本日の總會に於ては内閣總理大臣より諮問第五として大東亞經濟建設基本方策に基く具體の方策を諮問せられ之に關し新に部會を設け引續き審議を進めることがとなつた。尙専門委員を任命し夫々審議に協力して頂くこととなつた。

大東亞建設審議會に關する件

(昭和一七年五月一日鈴木幹事長談)

本日の大東亞建設審議會第三回總會に於て、大東亞建設に處する文教政策及大東亞建設に伴ふ人口政策等の答申案が夫々決定された。

大東亞戰爭を戰ひ抜き肇國の大義を宇内に宣揚し、道義に基く大東亞の新秩序を建設して世界新秩序の確立に寄與せんが爲には、之が中核を爲す皇國民が其の眞姿を顯現することと、皇國民の人口が極めて大なる數を保つことが根本的の要件であることは改めて申すまでもない所であるが、第二部會及第三部會は右に關する方策を主として審議したものである。

本日迄に第二部會、第三部會共五回に亘り會議を開き、他に第二部會、第三部會の合同部會を一回開催し、慎重審議の結果答申案が本日の總會で決定された次第である。

尙本日決定を見た答申の要旨は次の通りである。

即ち皇國民の教育鍛成方策等に就ては

國體の本義に則り教育に關する勅語を奉戴し大東亞建設の道義的使命を得せしめ大東亞に於ける指導

的國民たるの資質を鍛成するを以て根本義とし、文武一如の精神を基とし剛健なる心身の鍛成と

高遠なる識見の養成とに努め知行合一以て雄渾な氣宇と強靭なる實踐力を養ひ悠久なる民族發展を圖る。

二、教育は原則として國家自ら之を運営すべき體制を整備し以て大東亞建設の經綸を具現すべき人材の育成に力む。

三、國防、產業、人口政策等各般の國策の綜合的要請に基き一貫せる教育の國家計畫を樹立し學校、家庭及社會を一體として皇國民の鍛成を行ふ教育體制を確立す。

四、學術を振興し創造的智能の啓培に力め科學、技術は固より廣く政治、經濟、文化に亘り不斷の創造進展を圖る。

五、師道の昂揚を圖ると共に教育者尊重の方途を講ず

を確立し之に則り皇國民の増強に就ては既定の人口政策確立要綱に掲げられたる該方策を全面的に且強力に實施するに在るも、就中農業人口の一定割合の確保、

大都市の疏開、勤労底勢の刷新、結婚及出生の獎勵、生活必需物資の生産及配給の改善、結核の豫防撲滅、

母性及乳幼兒の保護に重點を置くこととし、次に皇國民の配置に就ては皇國民の健全なる増強に適する地域と其の實を援ぐる爲必要的なる皇國民を配置すべき地域とに區分し、進出者に對しては必要な鍛成を加ふ

ると共に之が進出の時期、地域等を計畫的に行ふこと、現地在住者に對しては保護衛生施設、子弟の義務教育等必要な措置を講ずること、又定住者には配偶者を同住せしむること等に關する方策を決定した。要するに皇國民は其の何れの地域に在ると、如何なる職能に從事するに拘らず、其の數と資質との増加向上を期し得る如く他の諸方策と關聯し綜合的方策を確立した。

會教育の振興、大東亞各地域に進出する人材の教育施設の整備擴充、大東亞研究調查機關の整備並に思想、學術、藝術、宗教等に關する方策を決定した。

又南方占領地の諸民族に對する文教政策に就ては八紘爲宇の大義に則り諸民族をして各、其の分に應じ其の所得しむるを以て本旨とし、夫々教育、言語、宗教、文化及留日學生に關する方策を確立した。

次に大東亞建設に伴ふ人口政策等に就ては其の基本方針として

大東亞建設を推進する爲皇國民の躍進的増強を圖ると共に大東亞に於ける其の配置を適正ならしめ大東亞諸民族と協力し相互の結束を堅固不動たらしむること

ものである。

國民體力法中改正法律施行期日の件 公布

第七十九回帝國議會の協賛を経たる國民體力法中改正法律については本誌前號本欄所載の如くであるが、その施行期日に關する勅令は昭和十七年四月二十八日付官報を以て左の如く公布された。

國民體力法中改正法律施行期日ノ件

(昭和十七年四月二十八日)
(勅令第四百五十三號)

昭和十七年法律第三十七號ハ昭和十七年五月一日ヨリ
之ヲ施行ス

國民體力法施行令中改正の件公布

國民體力法の改正に伴ひ改正を見た同法施行令中一部改正の件は昭和十七年四月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民體力法施行令中改正ノ件

(昭和十七年四月二十八日)
(勅令第四百五十三號)

國民體力法施行令中左ノ通改正ス
第一條ノ二 國民體力法第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者（以下要検査被管理者ト稱ス）ノ體力検査ハ厚生大臣ノ定ムル被管理者ニ付テハ年二回、其ノ他ノ被管理者ニ付テハ年一回之ヲ行フ。

第十八條第二項ノ規定ニ依リ行フ體力検査ヲ受クル

コトヲ要スル被管理者ノ體力検査ハ前項ノ規定ニ拘ラズ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ定ムル被管理者ニ付テノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ受ケ又ハ受クルコトヲ要ス

ハ年一回其ノ他ノ被管理者ニ付テハ年二回之ヲ行フ、

ノ規定ニ依リ徵兵検査ヲ受ケ又ハ受クルコトヲ要ス

ル要検査被管理者ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ二回體

力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ニ在リテハ一回ノ體

力検査ヲ、同規定ニ依リ一回體力検査ヲ受クルコトヲ要スル者ニ在リテハ之ヲ行ハザルコトヲ得但シ其

ノ者ガ其ノ年徵兵検査ヲ受ケザルトキハ此ノ限ニ在

ラス

第二條中「國民體力法第四條第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者（要検査被管理者）ヲ「要検査被管理者」ニ改ム

第三條中「四月十日」ヲ「四月一日」ニ改ム

第四條中「第二條」ノ下ニ「及國民體力法第六條ノ二第二項但書」ヲ加フ

第六條第二項中「體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年七月一日ヨリ九月三十日迄」ヲ「第一條ノ二ノ規定ニ依ル體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年五月一日ヨリ十月三十一日（年二回行フ場合ニ在リテハ十二月三十一日）迄」ニ改ム

第十一條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ第一條ノ二ノ規定ニ依リ年二回體力検査ヲ受ク

ルコトヲ要スル者ノ第二回ノ體力検査又ハ國民體

力法第六條ノ二第二項ノ規定ニ依ル體力検査ニ在リ

及第二十條第一項ノ施設ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 事務所、商店、工場、事業場等（第十八條第一項及第二項ノ國ノ事業場ヲ除ク）ニ於テ集團シテ

從事スル者

二 學校（第五條第一項第一號及第二號ノ學校ヲ除

ク）ニ在學者ハ在園シ又ハ勤務スル者

三 特ニ體力検査ヲ行フ必要アリト認ムル區域内ニ

於テ居住又ハ從業スル者

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

（國民體力法第六條ノ二第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ依リ體力手帳ニ記載スベキ事項ニ改ム

第十九條第一項中「國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依ル」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ、及同條第二項中ニ依ルノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ加フ

「國民體力法第十二條第一項ノ規定ニ依リ」ノ下ニ「體

力検査ニ基ク」ヲ加フ

第十九條第一項中「第十二條第一項ノ規定ニ依ル」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ、及同條第二項中「第十二條第一項ノ規定ニ依リ」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ加フ

「體力検査ニ基ク」ヲ、及同條第二項中「第十二條第一項ノ規定ニ依リ」ノ下ニ「體力検査ニ基ク」ヲ加フ

「第十二條第一項中「國民體力法第四條第二項、第六條、第十一條及第十二條ノ規定」ヲ「國民體力法第六條ノ規定並ニ同法第四條第二項、第十一條及第十二條ノ規定（同法第六條ノ二第三項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）」ニ改メ同條第二項中「第十條ノ規定」ノ下ニ「第十二條ノ二 第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム」ヲ加フ

「第十二條ノ二 國民體力法第六條ノ二第一項ノ規定ニ依リ體力検査ヲ受ケシムルコトヲ得ル者ハ左ニ掲

ゲルモノトス但シ國民體力法第二條各號ニ掲グル者

及第二十條第一項ノ施設ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 事務所、商店、工場、事業場等（第十八條第一項及第二項ノ國ノ事業場ヲ除ク）ニ於テ集團シテ

從事スル者

二 學校（第五條第一項第一號及第二號ノ學校ヲ除

ク）ニ在學者ハ在園シ又ハ勤務スル者

三 特ニ體力検査ヲ行フ必要アリト認ムル區域内ニ

於テ居住又ハ從業スル者

四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第五條、第八條乃至第十條、第十六條、第十八條第

三項、第二十條第二項及第二十一條ノ規定ハ前項ニ
掲ゲル者ノ體力検査ニ之ヲ準用ス

第二十二條ノ三 國民體力法第十二條ノ二ノ規定ニ依
リ指示スルコトヲ得ル處置又ハ施設ハ保健指導、虛
弱者ノ體力増強、療養又ハ環境ノ改善等ニ關スルモ
ノトス

第二十二條ノ四 國民體力法第十四條ノ二ノ規定ニ依
リ保健所ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得ル地方長官

ノ職權ハ同法第十一條及第十二條並ニ第四條、第五
條、第十五條、第十八條第三項及第二十條第三項
(第五條及第十八條第三項ニ關シテハ第二十二條ノ
三第二項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ニ規定
スルモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノトス

附 則

本令ハ昭和十七年法律第三十七號施行ノ日ヨリ之ヲ施
行ス

昭和十七年ニ限り第三條ノ改正規定中毎年四月一日現
在トアルハ五月一日現在トス

〔參照〕

昭和十五年九月三日公布勅令第六百二十號國民體力法

施行令抄錄

第三條 地方長官ハ國民體力法第四條第一項ノ規定

ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者

(要検査被管理者)ヲ當時四十人以上使用スル事務

所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ニ
對シ其ノ使用スル要検査被管理者ノ體力検査ヲ行

フコトヲ命ズベシ但シ事業主若ハ管理人ガ體力檢
査ヲ行フコトヲ困難トスル事情アリト認メラル

トキ又ハ事業主若ハ管理人ヲシテ體力検査ヲ行ハ

シムルコトガ不適當ト認メラルトキハ此ノ限ニ
在ラズ

第三條 要検査被管理者ヲ當時四十人以上使用スル
事務所、商店、工場、事業場等事業主義ハ管理人

ハ毎年四月十日現在ニ依リ其ノ使用スル要検査被
管理者ノ數ヲ地方長官ニ届出ヅベシ此ノ場合ニ於

テ事業主義ハ管理人ガ體力検査ヲ行フコトヲ困難
トスル事情アルトキハ其ノ旨併セ届出ヅベシ

第四條 第二條ノ規定ニ依リ事業主義ハ管理人ヲシ
テ體力検査ヲ行ハシムル場合ニ於テハ地方長官ハ

其ノ施行ヲ指揮監督シ關係官吏ヲ立會ハシムベシ

第六條第三項
體力検査ヲ行フベキ日時ハ毎年七月一日ヨリ九月
三十日迄ノ期間内ニ於テ之ヲ定ムベシ但シ學校又
ハ幼稚園ノ長ハ行フ體力検査ニ在リテハ毎年四月
一日ヨリ六月三十日迄ノ期間内ニ於テ其ノ日時ヲ
定ムベシ

第三十日迄ノ期間内ニ於テ之ヲ定ムベシ但シ學校又

ハ幼稚園ノ長ハ行フ體力検査ニ在リテハ毎年四月
一日ヨリ六月三十日迄ノ期間内ニ於テ其ノ日時ヲ
定ムベシ

第十一條 體力検査ハ命令ノ定ムル所ニ依リ身體計
測、機能検査及疾病異常検診ヲ行フモノトス

第十二條第一項及第二項
體力検査ノ結果ハ體力手帳ニ之ヲ記載スルモノト

施行令抄錄

第三條 地方長官ハ國民體力法第四條第一項ノ規定

ニ依リ體力検査ヲ受クルコトヲ要スル被管理者

(要検査被管理者)ヲ當時四十人以上使用スル事務

所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人ニ
對シ其ノ使用スル要検査被管理者ノ體力検査ヲ行

フコトヲ命ズベシ但シ事業主若ハ管理人ガ體力檢
査ヲ行フコトヲ困難トスル事情アリト認メラル

トキ又ハ事業主若ハ管理人ヲシテ體力検査ヲ行ハ

國民醫療法の一一部施行期日の件公布

第七十九回帝國議會の協賛を経たる國民醫療法につ
いては本誌前號本欄所載の如くであるが、その一部施
行期日に關する勅令は昭和十七年四月十六日付官報を

業ヲ受クル者ヲ除ク)ニ對スル國民體力法第十二
條第一項ノ規定ニ依ル療養ニ關スル處置命令ハ當

該學校ノ長ニ於テ之ヲ爲スベシ

前項ノ被管理者ニ付保護者ニ對シ國民體力法第十
二條第一項ノ規定ニ依リ療養ニ關スル處置ヲ命ズ

ルノ必要アリト認ムルトキハ當該學校ノ長ハ其ノ
旨保護者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スベシ

第十九條 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ國ノ
事業場ノ長ニ於テ體力検査ヲ行フ被管理者ニ對ス
ル國民體力法第十一條又ハ第十二條第一項ノ規定

ニ依ル體力向上ニ關スル指示又ハ療養ニ關スル處
置命令ハ當該事業場ノ長ニ於テ之ヲ爲スベシ

前項ノ被管理者ニ付保護者ニ對シ國民體力法第十
一條又ハ第十二條第一項ノ規定ニ依リ體力向上ニ

關スル指示ヲ爲シ又ハ療養ニ關スル處置ヲ命ズル
ノ必要アリト認ムルトキハ當該事業場ノ長ハ其ノ
旨保護者ノ居住地ヲ管轄スル地方長官ニ通報スベシ

第二十二條 第二十條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ
場合ニ於テハ國民體力法第四條第二項、第六條、

第十一條及第十二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二十三條ノ規定ニ依リ體力検査ヲ行フ場合ニ於テ
必要アリトキハ第八條乃至第十條ノ規定ニ拘ラズ
命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ記載スベキ事項ニシテ醫務ニ關
スルモノハ國民體力管理醫ニ於テ、其ノ他ノモノ

ハ體力検査ヲ行フ者ニ於テ之ヲ記載スベシ

以つて左の如く公布せられた。

國民醫療法ノ一部施行期日ノ件

(昭和十七年四月十五日勅令第四百二十六號)

國民醫療法第一條、第五章、第七十九條乃至第八十一条及第九十條乃至第九十六條ノ規定ハ昭和十七年四月十七日ヨリ之ヲ施行ス

日本醫療團令の公布

國民醫療法の規定に隨ひ組織せらるゝ日本醫療團に關する法律は昭和十七年四月十六日付官報を以て日本醫療團令として公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

日本醫療團令 (昭和十七年四月十五日勅令第四百二十七號)

第一章 出 資

第一條 國民醫療法第三十三條ノ規定ニ依り出資スルコトヲ得ル者ハ左ノ者トス

一 北海道、府縣又ハ市町村若ハ之ニ準ズベキモノ

二 産業組合又ハ産業組合聯合會

三 其ノ他營利ヲ目的トセザル法人ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ

第二章 登 記

第七條 日本醫療團ノ設立ノ登記ハ總裁ガ設立委員ヨ

務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
リ設立ニ關スル事務ノ引繼ヲ受ケタル日ヨリ二週間

以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

二 名 稱

第三條 日本醫療團ハ國民醫療法第三十三條ノ規定ニ

依ル出資者ニ對シ出資證券ヲ交付スベシ

四 資本金額及拂込資本金額

前項ノ出資證券ハ記名式トシ左ノ事項ヲ記載シ總裁之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

一 日本醫療團ノ名稱

二 日本醫療團成立ノ年月日

三 資本金額

四 出資ノ價格

前項ノ原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 出資者ノ名及住所

二 各出資者ノ出資ノ價格

三 各出資證券ノ取得ノ年月日

日本醫療團ノ出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ出資者原簿ノ閲覽ヲ求ムルコトヲ得

第五條 出資者ノ持分ノ移轉ハ取得者ノ名及住所ヲ出

資者原簿ニ記載シ且其ノ名ヲ出資證券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
第六條 日本醫療團ハ定款ノ定ムル所ニ依リ國民醫療團

法第三十三條ノ規定ニ依ル出資者ヲシテ其ノ出資ニ係ル施設ノ經營ニ參與セシムベシ

第七條 日本醫療團ガ主タル事務所ノ管轄スル登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ從タル事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第九條 日本醫療團ガ主タル事務所ヲ移轉シタルトキハ二週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

日本醫療團方從タル事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間以内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間以内ニ第七條第二項ニ掲タル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域

ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル
第十條 第七條第二項ニ掲タル事項中ニ變更ヲ生ジタル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲ス

ルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ變更ノ登記ヲ爲ス

五 總裁、副總裁、理事及監事ノ氏名及住所
六 副總裁又ハ理事ノ代表權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限

七 公告ノ方法

日本醫療團ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後一週間以内ニ從タル事務所ノ所在地ニ於テ前項ニ掲タル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第八條 日本醫療團ノ成立後從タル事務所ヲ設ケタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間以内ニ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ從タル事務所ノ所在地ニ於テハ同期間ニ其ノ從タル事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

記ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 國民醫療法第四十四條ノ代理人ヲ選任シタルトキハ二週間以内ニ之ヲ置キタル事務所ノ所在地ニ於テ代理人ノ氏名、住所及代理人ヲ置キタル事務所竝ニ代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ登記スルコトヲ要ス

代理人ノ代理權ノ消滅ニ付亦同ジ

第十二條 醫療債券ヲ發行シタル場合ニ於テ第三十六條ノ拂込アリタルトキ又ハ第三十八條ノ賣出期間満了シタルトキハ主タル事務所ノ所在地ニ於テハ二週間、從タル事務所ノ所在地ニ於テハ三週間以内ニ醫療債券ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニハ第三十三條第二項第二號乃至第六號第十條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十三條 登記スペキ事項ニシテ厚生大臣ノ認可ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第十四條 登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第十五條 日本醫療團ノ登記ニ付テハ其ノ事務所所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

各登記所ニ日本醫療團登記簿ヲ備フ

第十六條 設立ノ登記ハ總裁、副總裁、理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令ニ依ル登記ハ總裁ノ申請ニ因リテ之ヲ爲ス

第十七條 設立登記ノ申請書ニハ定款、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面竝ニ總裁、副總

裁、理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十八條 國民醫療法第四十四條ノ代理人ノ選任ノ登記ノ申請書ニハ代理人ノ選任ヲ證スル書面及代理人ノ代理權ニ制限ヲ加ヘタルトキハ其ノ制限ヲ證スル

書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第十九條 醫療債券ノ登記ノ申請書ニハ醫療債券ノ引受ヲ證スル書面、醫療債券申込證及各醫療債券ニ付納額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第三十六條 ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面又ハ第三十八條ノ賣出期間内ニ於テ賣上ゲタル醫療債券ノ納額ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第三十條 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移轉其ノ他第七條第二項ニ掲タル事項ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第三十一條 第十八條ノ規定ハ第十一條ノ規定ニ依リ登記シタル事項ノ變更及國民醫療法第四十四條ノ代理人ノ代理權ノ消滅暨ニ醫療債券ニ關スル登記事項ノ變更ノ登記ニ之ヲ準用ス

第十二條 非訟事件手續法第四十二條乃至第一百五十一條ノ六及第一百五十四條乃至第一百五十七條ノ規定ハ本令ニ依ル登記ニ之ヲ準用ス

第十三條 病院等ノ設備ノ讓受及借受ノ決定

第十四條 決定ヲ中請セントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ提出スルコトヲ要ス

第十五條 日本醫療團國民醫療法第五十條第一項ノ決定ヲ中請セントスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル

第十六條 決定ハ文書ヲ以テシ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第十七條 主務大臣對價ニ關シ決定ヲ爲サンクトスルトキハ醫療設備評價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第十八條 主務大臣對價ニ關シ決定ヲ爲シタルトキハ其ノ決定書ノ正本ヲ、協議ヲ爲シタル

第十九條 相手方ニ對シテハ其ノ體本ヲ交付シ且其ノ旨ヲ當該

病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者ニ通知スルコトヲ要ス

第二十條 決定ノ申請アリタルトキ及決定ヲ爲シタル

第二十一條 主務大臣決定ヲ爲スニ付必要ト認ムルトキハ日本醫療團又ハ其ノ協議ヲ爲シタル相手方ニ對シ必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 主務大臣決定ノ申請書ヲ受理シタルトキハ期間ヲ指定シテ協議ヲ爲シタル相手方及當該病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者ニ意見書提出ノ機會ヲ與フベシ

第二十三條 主務大臣對價ニ關シ決定ヲ爲サンクトスルトキハ醫療設備評價委員會ノ議ヲ經ルコトヲ要ス

第二十四條 決定ハ文書ヲ以テシ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第二十五條 主務大臣決定ヲ爲シタルトキハ日本醫療團ニ對シテハ其ノ決定書ノ正本ヲ、協議ヲ爲シタル

第二十六條 相手方ニ對シテハ其ノ體本ヲ交付シ且其ノ旨ヲ當該

病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者ニ通知スルコトヲ要ス

第二十七條 決定ノ申請アリタルトキ及決定ヲ爲シタル

第二十八條 主務大臣決定ヲ爲シタルトキハ日本醫療團ニ對シテハ其ノ決定書ノ正本ヲ、協議ヲ爲シタル

第二十九條 相手方ニ對シテハ其ノ體本ヲ交付シ且其ノ旨ヲ當該

病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者ニ通知スルコトヲ要ス

第三十條 日本醫療團ハ左ニ掲タル場合ニ於テハ其ノ

四 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

五 協議調ヒタル事項アルトキハ其ノ事項

六 病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權ヲ有スル者アルトキハ其ノ名及住所

七 其ノ他参考ト爲ルベキ事項

日本醫療團前項ノ申請ヲ爲シタルトキハ前項ノ書類ノ體本ヲ協議ヲ爲シタル相手方ニ遞帶ナク送付スベシ

八 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

九 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

十 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

十一 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

十二 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

十三 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

十四 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

十五 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

十六 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

十七 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

十八 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

十九 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

二十 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

二十一 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

二十二 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

二十三 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

二十四 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

二十五 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

二十六 護受ヶ又ハ借受ケントスル病院、診療所又ハ產院ノ設備(以下病院等ノ設備ト稱ス)ノ概要

一 國民醫療法第五十條第三項ノ規定ニ依ル出訴ア

リタルトキ

二 謙受クベキ病院等ノ設備ニ付登記シタル擔保權

ノ設定アルトキ但シ擔保權者ノ同意ヲ得タルトキハ

ハ此ノ限ニ在ラズ

前項第二號ノ場合ニ於テハ擔保權者ハ供託物ニ對シ

テモ其ノ權利ヲ行フコトヲ得ス

第三十一條 國民醫療法第五十條第一項及第二項ノ主

務大臣ハ厚生大臣トス但シ北海道、府縣又ハ市町村

若ハ之ニ準ズベキモノノ病院等ノ設備ニ關シテハ厚

生大臣及内務大臣トシ産業組合又ハ産業組合聯合會

ノ病院等ノ設備ニ關シテハ厚生大臣及農林大臣トス

第三十二條 本章ノ規定ハ國民醫療法第五十條第五項

ノ規定ニ依ル病院、診療所又ハ產院ノ事業ノ謙受又

ハ借受ノ決定ニ付之ヲ準用ス

第四章 醫療債券

第三十三條 醫療債券ノ募集ニ應セントスル者ハ醫療

債券申込證ニ其ノ引受クベキ醫療債券ノ數及住

所ヲ記載シ之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

前項ノ事項ヲ記載シテハ其ノ引受クベキ醫療債券ノ數及住

所ヲ記載シテハ其ノ引受クベキ醫療債券ノ數及住

九 舊醫療債券借換ノ爲國民醫療法第五十三條ノ規

定ニ依ル制限ニ依ラズ醫療債券ヲ發行スルトキハ

其ノ旨

十 前ニ醫療債券ヲ發行シタルトキハ其ノ償還ヲ了

ヘザル總額

醫療債券發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ應

募者ハ醫療債券申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十四條 前條ノ規定ハ契約ニ依リ醫療債券ノ總額ヲ引受ケタル場合ニハ之ヲ適用セズ醫療債券募集ノ委

託ヲ受ケタル會社ガ自ラ醫療債券ノ一部ヲ引受ケル

場合ニ於テノ一部ニ付亦同ジ

第三十五條 醫療債券ノ應募總額ガ醫療債券申込證ニ記載シタル醫療債券ノ總額ニ達セザルトキト雖モ醫

療債券ヲ成立セシムル旨ヲ醫療債券申込證ニ記載シタルトキハ其ノ應募總額ヲ以テ醫療債券ノ總額トス

第三十六條 醫療債券ノ募集が完了シタルトキハ總裁

ハ遲滯ナク各醫療債券ニ付其ノ全額ノ拂込ヲ爲サシ

ムルコトヲ要ス

第三十七條 醫療債券募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自

己ノ名ヲ以テ日本醫療團ノ爲ニ第三十三條第二項及

前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得

第三十八條 發售ノ方法ニ依リ醫療債券ヲ發行セント

スルトキハ總裁ハ左ノ事項ヲ公告スルコトヲ要ス

一 賣出期間

二 醫療債券賣出ノ價額

三 第三十三條第二項第一號乃至第六號及第八號乃

至第十號ニ掲グル事項

四 醫療債券ノ利率

五 醫療債券償還ノ方法及期限

六 利息支拂ノ方法及期限

七 醫療債券發行ノ價額又ハ其ノ最低價額

八 日本醫療團ノ資本金額及拂込資本金額

第四 第三十九條ニ規定スル事項

第三十九條 賣出期間内ニ賣上ゲタル醫療債券ノ總額ト

ガ前條ノ規定ニ依リ公告シタル醫療債券ノ總額ニ達

セザルトキハ其ノ賣上總額ヲ以テ醫療債券ノ總額トス

ガ前條ノ規定ニ依リ告白シタル醫療債券ノ總額トス

第44條 第三十九條ニ規定スル事項

第39條 賣出期間内ニ賣上ゲタル醫療債券ノ總額トス

ガ前條ノ規定ニ依リ告白シタル醫療債券ノ總額トス

第41條 醫療債券ハ全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレ

バ之ガ證券ノ發行ヲ爲スコトヲ得ズ

第42條 醫療債券ハ第三十三條第一項第一號乃

至第六號ニ掲グル事項及證券番號ヲ記載シ總裁之ニ

署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

賣出ノ方法ニ依リ發行スル醫療債券ニハ第三十三條

第二項第二號ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要セズ

第43條 總裁ハ主タル事務所ニ醫療債券原簿ヲ備

置クコトヲ要ス

賣出ノ方法ニ依リ發行スル醫療債券ニハ第三十三條

第二項第二號ニ掲グル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

第44條 醫療債券原簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 醫療債券ノ數及番號

二 醫療債券ノ證券發行ノ年月日

三 第三十三條第二項第二號乃至第六號ニ掲グル事

項

四 醫療債券原簿ニ記載シ且其ノ名ヲ證券ニ記載スル

ノ外其ノ醫療債券ノ所有者ノ名及住所並ニ取得ノ年

月日ヲ記載スルコトヲ要ス

第五 醫療債券原簿ニ記載シ且其ノ名ヲ證券ニ記載スル

ノ外其ノ醫療債券ノ所有者ノ名及住所並ニ取得ノ年

月日ヲ記載スルコトヲ要ス

記名醫療債券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタルトキハ質權者ノ名及住所ヲ醫療債券原簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ日本醫療團其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第四十五條 醫療債券應募者ニ對スル通知又ハ催告ハ

醫療債券申込證ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ、其ノ者ガ別ニ其ノ住所ヲ日本醫療團ニ通知シタルトキハ其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル未ダ醫療債券ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ醫療債券權利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付エ同ジ

記名醫療債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ醫療債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル未ダ醫療債券ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ醫療債券權利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付エ同ジ

記名醫療債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ醫療債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル未ダ醫療債券ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ醫療債券權利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付エ同ジ

記名醫療債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ醫療債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル未ダ醫療債券ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ醫療債券權利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付エ同ジ

記名醫療債券ノ所有者ニ對スル通知又ハ催告ハ醫療債券原簿ニ記載シタル其ノ者ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

其ノ住所ニ宛ツルヲ以テ足ル未ダ醫療債券ノ證券ノ發行ヲ爲スニ至ラザル場合ニ於テ醫療債券權利者ニ對スル通知又ハ催告ニ付エ同ジ

本令ハ昭和十七年四月十七日ヨリ之ヲ施行ス

結核豫防法施行令中改正の件公布

結核豫防法施行令は日本醫療團令の公布に伴ひ左の

如く一部改正を見るに到つた。

結核豫防法施行令中改正ノ件

(昭和十七年四月十五日勅令第四百二十八號)

勞務調整令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年四月二十日厚生省令第二十三號)

結核豫防法施行令中左ノ通り改正ス

第五條中「結核療養所ヲ設置スル公共團體」ノ上ニ「日本療養團又ハ」ヲ加フ

第六條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ日本療養團ノ結核療養所ノ入所ノ費用ニ關シテ

ハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本令ハ昭和十七年四月十七日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正八年十二月二十一日公布勅令第四百五十號結核豫防法施行令抄錄

第五條 結核豫防法第七條ノ規定ニ依ル入所ノ費用

ハ結核療養所ヲ設置スル公共團體ノ負擔トス

第六條 第一項及第三項

無記名醫療債券ノ償還スル場合ニ於テ欠

告ノ方法ニ依ルコトヲ得

無記名醫療債券ノ償還スル場合ニ於テ欠

告ノ方法ニ依ルコトヲ得

無記名醫療債券ノ償還スル場合ニ於テ欠

告ノ方法ニ依ルコトヲ得

十日付官報を以て公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

勞務調整令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年四月二十日厚生省令第二十三號)

勞務調整令施行規則中改正ス

第六條第一項第五號中「其ノ者ヲ使用セントスル場所

ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長（使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ

地ノ所轄國民職業指導所長）ヲ「國民職業指導所長」ニ改メ、同條第六項中「様式第五號ニ依リ」ノ下ニ「國民

學校修了者ヲ使用セントスル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長（使用セントスル場所ガ本則施行地外ニ

在ル場合ニ於テハ雇入ヲ爲スベキ地ノ所轄國民職業指導所長）ニ對シ」ヲ加フ

第十三條ノ二 令第十一條第三項ノ規定ニ依リ新ニ雇入及就職スルモノト看做サルル場合ニ於ケル令第四

條、令第七條第三號又ハ第六條第一項第五號ノ認可

ノ申請ハ第三條、第八條及第六條第六項ノ規定ニ拘

ラズ様式第九號ノ二ニ依リ從業者ニ付使用ノ場所間

ノ所屬ノ移動ヲ決定スル場所ノ所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ對シ之ヲ爲スベシ但シ使用ノ場所間ノ

所屬ノ移動ヲ決定スル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

勞務調整令施行期則中改正の件公布

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

勞務調整令施行規則中改正の件は昭和十七年四月二

樣式第九號ノ二

參照

從業者願入、就職（所屬移動）認可申請書

旅行規則抄錄

從業者ニ付使用ノ場所間ノ所屬ノ移動ヲ決定

スル場合トス

五 特別ノ事由アル場合ニ於テ特定ノ國民學校修了者ノ履入ニ付其ノ者ヲ使用セントスル場所ノ

所在地ノ所轄國民聯業指導所長（便用セントナ
ル場所ガ本則施行地外ニ在ル場合ニ於テハ届入

ヲ爲スベキ地ノ所轄國民營業指導所長)ノ認可

第一項第五號ノ認可ノ申請ハ様式第五號ニ依リ之ヲ爲スベシ

南洋群島勞務手帳令の公布

南洋群島労務手帳令は昭和十七年四月八日付官報を以て公布を見たが、之を掲ぐれば次の如くである。

南洋群島勞務手帳令
（昭和十七年四月七日勅令第三百九十六號）

(昭和十七年四月七日
勅令第三百九十六號)

第一条 南洋群島分務手帳ニ關シテハ國民分務手帳

第一條 南洋群島勞務手帳法ニ關シテハ國民勞務手帳法、國民勞務手帳法施行令及昭和十六年勅令第七百五號ニ依ル但シ國民勞務手帳法第十五條ノ規定及同

三

トスルコト

二、本申請書ハ事業主ガ其ノ雇傭スル從業者ニ付工場、事業場其ノ他ノ使用ノ場所間ニ所屬ノ移動ヲ行ハントスル場合ニ限モノナルコト
三、本申請書ハ當該ノ技能者、從業者交換者又ハ、監査官年々定期的從業者ニ付工場、事業場ノ場所間ニ移動ヲ決定スル場所ノ所在地ノ所管課員

四、「事業ノ種類」欄ニハ例ヘ「金屬鑄造、鍛造業、銀行業等ノ如ク其體の記載スルコト
五、「從事スル」(從事セシメントスル)「業務ノ種類」欄ニハ其ノ職業名ヲ例ヘ「鐵山技術者、機械技術員、化學技術員、繪圖係事務員、預金係事務員、預金係事務員、預金係事務員、預金係事務員」
六、「所屬移動」理由欄ニハ「其ノ特殊事務アルトキハ特ニ之ヲ具體的詳細ニ記載スルコト

昭和年月日

卷
三

第二條 國民勞務手帳法、**國民勞務手帳法施行令及昭和十六年勅令第七百五號中厚生大臣トアリ又ハ地方政府長官トアルハ南洋廳長官、國民職業指導所長トアル**

ハ南洋廳支廳長、國、道府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノトアルハ國及南洋群島地方費、工場法トアルハ工場取締規則、國民勞務手帳トアルハ南洋群島勞務手帳トス

附 則

本令ハ昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條ニ於テ依ルコトヲ定メタル國民勞務手帳法第二條ノ規定實施ノ爲ニ豫メ必要ナル範圍内ニ於テハ同年四月十五日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年四月三十日迄ニ從業者又ハ官廳從業者タルニ至リタル者ニシテ引續キ同年五月一日以後從業者又ハ官廳從業者タラントスルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ使用者(使用者ニ以上アルトキハ主タル使用者)又ハ事業官廳ヲ經由シ、就業地又ハ事業官廳ノ所在地ヲ管轄スル南洋廳支廳長ニ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ申請スベシ

前項ノ申請ニ基キ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者其ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ昭和十七年四月三十日迄

中改正法律についてには本誌前號本欄所載の如くであるが、その一部施行期日に關する勅令は昭和十七年四月二十八日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民健康保險法中改正法律の一一部施行 (昭和一七年四月二一日情報局發表)

期日の件公布

國民健康保險法中改正法律ノ一部

施行期日ノ件 (昭和十七年四月二十七日勅令第405号)

昭和十七年法律第三十九號ハ第十九條ノ二乃至第十九條ノ五ノ規定並ニ第三十二條、第四十二條、第四十六條及第四十九條ノ改正規定ヲ除クノ外昭和十七年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

小賣業の整備に關する件

政府は過般の閣議に於て産業の再編成に伴ふ中小商工業者の整理統合並に職業轉換の促進に關して其の大綱を決定し爾來企畫院を中心とし關係省間に之が具體の方途を考究中なりし處本日の閣議に於て小賣業整備の方針を決定した。其の要旨は次の如くである。

一、整理統合に當りては小賣業者としての個人企業態を存置するものとす但し特別の事由に因り之に依り難き場合は其他の方法に依り之を行ふこと

二、整理統合に當りては取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を充分に勘案すること

三、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合其他の農林水產團體及百貨店等との間に大々必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふこと

四、食料品等の日用生活必需品に付ては買出し又は配達の便宜、消費者數及其の分布狀況、需給數量等を

考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備するものとし要すれば配給擔當區域を劃定し之に適當數の店舗を配置し適宜切符制、通帳制又は顧客登錄制等を活用して配給を計畫的ならしめ必要に依り共同御用聞又ニ在ラズ

前項ノ報告ハ南洋群島勞務手帳ノ交付ヲ受ケタル者ガ

從業者タル場合ニ在リテハ南洋群島勞務手帳ヲ保管スル使用者ヲ經由シテ、官廳從業者タル場合ニ在リテハ事業官廳ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

〔參照〕

昭和十六年六月十四日勅令第七百五號ハ國民勞務手帳法及國民勞務手帳法施行令ノ國ノ事業ニ關スル特例ノ件ナリ

し、昭和十七年五月十二日商工、農林、厚生、内務、大藏五省次官の連名を以て各地方長官宛通牒を發した。人口配分問題の一部として人口問題上も關心を惹く所渺くないが、右政府發表並に通牒要綱を掲ぐれば以下の如くである。

大東亞戦下の産業再編成課題の一環として關心せらるゝ點の極めて多い小賣業の整備に關する根本方策について政府は義に昭和十七年四月二十一日閣議決定をなし、情報局を通じてその要旨を發表したが、商工省に於いては更に具體的なる「小賣業整備要綱」を決定

五、整理に伴ふ配給能率の低下を防止し之が向上を圖る爲店舗をして共酬せしめ其の成績に應じ取扱数量の増減を圖る爲登録の更新をなさしむる等適當なる措置を爲すこと

六、轉業者の決定に當りては年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者より之を選定すること専戦死者及戰病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對しては成るべく從前の業務を繼續し又は之に從事し得る如くすること

七、轉業者は速かに其の就職先、就職條件等大體の目途を定めたる後轉出せしむることと轉出に至る迄の過渡期に於ては必要に依り勤労奉仕隊等を結成し差當り緊要産業の生産增强に協力せしめ之に依り轉業に必要な鍊成を爲さしむること

八、轉業者の收入は從前の收入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふと共に其の家族に對しても就職授産等に付て適切なる措置を爲すこと

九、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を勵奨實施せしむること

十、企業の整理統合に依り轉業する者の店舗其の他の營業用設備、手持商品等の處理に付ては業者又は業者團體等に於て買取り又は利用處分の斡旋を爲すと共に其の營業上の債權債務に付ても之が處理に協力せしむること

右の場合可及的に國民更生金庫を活用すること

十一、職業轉換を爲した者が從前の企業に復歸を希望する場合に於て其の企業の新規開業を認め得る事情にある時は之が許可に付優先的に考慮すること

小賣業整備要綱

(昭和一七年五月一五日商工省發表)

一、小賣業の整理統合と勞務動員の見地に基くこれが職業轉換は表裏一體たるべき關係にあるを以て兩側面の計畫並に實施につき彼此照合す

二、整理統合には地方官廳は業者團體の協力の下に實情に即し積極的指導を行ふ

(一) 整備計畫の樹立及び實施は地方官廳において、積極的に企畫指導しその適正かつ迅速なる實施を期する

(二) 整備計畫の樹立及び實施には中小商工業再編成協議會及びその部會を活用し關係業者團體をして協力の實を擧げしむ

三、整理統合には小賣業者としての個人企業態を存置す、但し特別の事由によりこれにより難き場合はその他の方針によりこれを行ふ、なほこれについては左の諸點に留意す

(一) 既に企業合同の方法により整備實施済のものはこれを變更するの要なし、この場合、業種規模等を主務省に報告す

(二) 現に整備進行中のもので特別の事由により個人企業態により難きものは業種、整理統合の方針、企業合同の規模、理由等を真し主務省の指示を受け措置す

(三) 修繕を兼ねる小賣業では修繕業務輻輳の現状の實情を勘案して整理統合を行ひ、その取扱物資につき各別に整理統合を行ふことは成るべくこれを避く

(四) 食料品等の日用生活必需品については買出しに鑑み利用者に不便を與へざるやう整理統合上特に留意す

(五) 今後實施するものにして特別の事由により個人企業態により難きものはその業種、整理統合の方法、企業合同の規模、理由等を真し主務省に要議す

四、整理統合には取扱の實績に拘泥せず轉換の難易、店舗の位置、分布、企業の經營規模等を考慮すると共に消費者の便益を十分に勘案す

(一) 店舗の整理數の決定には配給の適正化を目的として店舗の位置、分布、企業の經營規模等を勘案し、轉業者の選定には轉換の難易を考慮しこれ等の間の調整を圖る

(二) 經營規模の考慮には適正經營規模を自途とするは勿論なるもその趣旨とする所は實績主義により比較的規模の大なるものののみを殘存せしめんとするの意にあらず

(三) 轉換の難易については八を、消費者の便益については六及び七を參照

五、小賣業と同種の事業を行ふ産業組合その他の農林水產團體及び百貨店等との間にそれゝ必要に應じ適切なる事業分野の調整を行ふ、なほこれが具體的措置については別途に指示する豫定

六、小賣業の整備には左の事項を考慮す

(一) 市部と郡部ではそれゝ事情を異にするを以て畫一的に取扱はず

需給數量等を考慮し配給を圓滑ならしむる如く整備し、要すれば配給擔當區域を畫定しこれに適當數の店舗を配置し、適宜切符制、通帳制または顧客登錄制等を活用して配給を計畫的ならしめ必要により共同御用聞または共同配達を行ふ。

(1) 配給擔當區域はなるべく一町内會(または部落會)の區域または二以上の町内會の區域を合したる區域を單位とし地方の實情に應じ適宜これを定む。配給擔當區域は各業種につきなるべく共通ならしめ相錯綜することなきやう留意す。

(2) 配給擔當區域を畫定したる場合には原則として數店舗を適正に配置し共勵せしむ。

(3) 消費者の便宜、配給の適正等を期するため要すれば店舗の配置上商店街または小賣市場の利用につき考慮す。

(4) 要すれば各店舗の取扱物資の種類につき適當なる整理調整を行ふが取扱物資の代替性、取扱上の類似性等の關聯を考慮す。

(5) 配給擔當區域を畫定し取扱物資の種類を整理調整するに當りてはその經營を合理的經濟的に維持し得るやう考慮す。

(6) 一般家庭の人手不足の現狀に鑑み同一配給區域を擔當する各店舗において共同御用聞または共同配達をなす等の方法により配給能率の増進を圖る。

(7) 切符制、通帳制、登錄制等は配給の適正、消費の規正等を圖るために必要に應じこれを行ふ。

(8) 市町村、町内會(または部落會)との緊密なる聯絡を圖り配給の計畫化を期す。

(五) 日用生活必需品以外の物資については配給擔當區域の畫定等を行ふの要なく概ね現在店舗の分布狀況に留意しつゝ適宜店舗の整理統合を行ふ。

(六) 農山漁村における小賣業の整備には地方の實情に即し消費者の便宜上または小賣經營上要すれば各種の物資を取扱ふ店舗を分散配置するの措置を講ずることを得。

七、配給能率の低下を防止しが向ふを圖るため商業報國運動等により經濟道義の高揚を圖ると共に店舗をして共勵せしめその成績に應じ取扱數量の増減を圖るため登録の更新をなさしむる等適當なる措置をなす。

八、整理統合に伴ふ轉業者の決定並にその轉換については左の點を考慮す。

(一) 年齢、資質、經驗、技能等より見て他の勞務に堪へ得る者より轉業者を選定す。

(二) 戰死者及び戰病死者の遺族、出征軍人の家族、傷痍軍人等にして轉業を適當とせざる者に對してはなるべく從前の業務を繼續しましたはこれに從事し得る如くす。

(1) 戰死者、戰病死者または出征軍人が事實上の營業主たりし場合に遺家族が希望する場合または年齢、經驗、技能等より見て轉業容易なりと認めらるゝ場合の外は從前の業務を繼續しましたはこれに從事し得る如くす。

(2) 傷痍軍人等についても右に準ず。

(3) 戰死者、戰病死者または出征軍人の遺家族、傷痍軍人等にして轉業をなす者については左の措置を講ず。

(4) 轉業者の個々の選定は最も重要な事項なるを以て行政官廳の嚴重なる指導監督の下に業者團體をして公正にこれを行はしむ。

(四) 轉業者の就職は國民職業指導所において勞動員の必要とにらみ合せこれを指導斡旋するを原則とす。

(イ) 適當と認むる求人口をなるべく多く提示し本人の希望を考慮してその就職を指導す。

(ロ) 本人の希望通り就職せしめ得ざる場合においては適宜他の求人口に就職するやう指導す。

九、轉業者の就職については左の措置を講ず。

(一) 職業輔導施設の活用並に國民勤労訓練所の利用を圖る。

(二) 工場、事業場その他に對し轉業者に對する訓練並に技能の鍛成に關し適切なる措置をなさしむ。

(1) 轉業者の訓練並に技能の養成は實業性を涵養し身體を鍛錬し工礦業生産に直接必要な知識及び技能を授くるを目的とす。

(2) 培成期間は大體三箇月を標準とするも生産作

(イ) 他に優先して就職の斡旋をなす。

(ロ) 店舗その他の營業用設備、手持商品、債權、債務の處理等については業者團體をして積極的に援助せしむ。

(ハ) 共助資金の交付については特別の考慮を拂ふ。

業の性質その他特別の事情によりこれが短縮をなすことを得

(三) 轉業者は速かにその就職先就職條件等の大體の目途を定めたる後轉出せしむることとし轉出に至るまでの過渡期においては必要により勤労奉仕隊等を結成し差當り緊要産業の生産増強に協力せしめこれにより轉業に必要な鍛成をなさしむ。

右勤労奉仕隊による勤労報國作業については時局産業方面の工場、事業場並に商業報國會その他關係機關の協力の下に國民職業指導所をして實施に當らしむ。

(四) 轉業者の收入は從前の收入に激減を與へざる如く特別の考慮を拂ふ

(五) 轉業者の家族に對してもその就職、授産等につき特別の考慮を拂ふ

十、整理統合の實施に當りては同業者の共助精神に基く自治的共助方法を奨獎實施せしむ

(一) なるべく既存の組合等を利用す

(二) 同一業種内の共助組織の整備並に共助資金の設定をなさしむ

(三) 共助資金の造成に當りては共助施設の單位を可及的大ならしむる等の方法により負擔の公平を期す

(四) 共助資金は轉業者の新職場において生活を確保し得るまでの生活費の補給、事業整理資金、轉業資金等に活用せしむ

(五) 共助資金交付の標準は生産または取扱數量の外形のみによらず轉業者の個々の事情をも斟酌し

これが適正公平を期せしむ

十一、企業の整理統合により轉業する者の店舗その他

の營業用設備、手持商品等の處理については業者または業者團體等において買取りまたは利用、處分の斡旋をなすと共にその營業上の債權、債務についてもこれが處理に協力せしむこと、この場合において可及的に國民更生金庫を活用す

(二) 店舗及び倉庫にして殘存業者または業者團體において利用し得るものはこれ等のものにおいて買取りまたは借入ることとし、利用困難なるものについてはその適當なる處分または利用の斡旋をなす

厚生省人口局に於いては乳幼兒體力の向上指導に實施すべき諸方策について銳意研究中であつたが、最近昭和十七年度に於ける實施要綱を決定し、昭和十七年五月十五日次官通牒を以て各地方長官宛その方針を明示するに到つた。右通牒の全文を掲ぐれば以下の如くである。

乳幼兒體力向上指導に關する件
(昭和十七年五月十五日厚生次官より各地方長官宛)

我が國人口の急速且永續的の増強を圖る爲には乳幼兒の死亡を減少すると共に之が健全なる育成を爲すの要慾、緊切なるものあるを以て從來實施し來れる乳幼兒一齊診査及健康相談は本年度より國民體力法に基く體力検査として之を施行し乳幼兒の體力向上指導を一層強化徹底せしめ度候條別紙乳幼兒體力向上指導要綱に依り適切なる計畫を樹立實施し其の效果を擧ぐるに遺憾なきを期せられ度

昭和十七年度乳幼兒體力向上指導要綱
第一 體力検査

(一) 體力検査方針に關する事項

十二、職業轉換をなしたる者が從前の企業に復歸を希望する場合においてその企業の新規開業を認め得る

事情にある時はこれが許可につき優先的に考慮す

(二) 體力検査を受くべき者に關する事項

昭和十七年度に於て體力検査を受くべき者は左の

厚生省人口局の乳幼兒體力向上指導に關する諸方策の決定

の營業用設備、手持商品等の處理については業者または業者團體等において買取りまたは利用、處分の斡旋をなすと共にその營業上の債權、債務についてもこれが處理に協力せしむこと、この場合において可及的に國民更生金庫を活用す

(二) 店舗及び倉庫にして殘存業者または業者團體において利用し得るものはこれ等のものにおいて買取りまたは借入ることとし、利用困難なるものについてはその適當なる處分または利用の斡旋をなす

(二) 手持商品についてはなるべく殘存業者または業者團體において買取りまたはその適當なる處分の斡旋をなす

(三) 營業用設備及び什器、備品については殘存業者または業者團體において利用し得るものにこれをして買取り利用困難なるものについては適當なる處分の斡旋をなす

(四) 營業上の債權及び債務についてはなるべく業者團體等においてこれを肩代りして處理す

(五) 前各項の規定により店舗、倉庫、手持商品、營業用設備、什器、備品、營業上の債權、債務の處理をなすに當りては國民更生金庫の活用を

(一) 第一 體力検査

昭和十七年度乳幼兒體力向上指導要綱
第一 體力検査

(一) 體力検査方針に關する事項

十二、職業轉換をなしたる者が從前の企業に復歸を希望する場合においてその企業の新規開業を認め得る

事情にある時はこれが許可につき優先的に考慮す

(二) 體力検査を受くべき者に關する事項

昭和十七年度に於て體力検査を受くべき者は左の

ものとすること

(1) 昭和十六年四月一日より昭和十七年三月三十
一日迄の間に出生したる者（昭和十六年度出生

児と稱す）

(2) 昭和十七年四月一日以後に出生したる者（昭
和十七年度出生児と稱す）

(3) 體力検査を受けしむべき義務者に關する事項
體力検査を受けしむべき義務者は左の者（以下保
護者と稱す）とすること

(イ) 體力検査を受けしむべき義務者は左の者（以下保
護者と稱す）とすること

(ロ) 前號の親權を行ふ者なきときは後見人又は
後見人の職務を行ふ者

(四) 體力検査施行者に關する事項
體力検査施行者は市町村長とすること

(五) 國民體力管理醫に關する事項
乳幼兒體力検査の検診、療養の指導其の他の
體力管理に關する務務は國民體力管理醫之に當
ること

(2) 乳幼兒體力検査の爲の國民體力管理醫は地方
長官に於て開業せる醫師又は保健所、健康相談
所、官公立病院、赤十字社病院、濟生會病院
其の他私立病院に勤務する醫師の中より乳幼兒
の體力向上指導に適當なる者特に小兒科醫を
委嘱又は任命すること尙大學、専門學校の教
職員たる醫師を委嘱又は任命する様考慮する
こと

(3) 乳幼兒體力検査の國民體力管理醫の委嘱又は
任命に付ては左の例に依り辭令を交付すること
「昭和十七年度乳幼兒體力検査施行に付國民體

力管理醫を委嘱す（命ず）」

(4) 無落村、島嶼等僻遠の地に對しては官吏たる
國民體力管理醫を派遣する等適當なる方途を講
ずること

(5) 體力検査を受くべき乳幼兒の名簿作成に關す
る事項

(1) 市町村長は隣組、町内會、部落會、保健婦、
巡回指導婦、母性補導委員、方面委員等の協力
を求めて名簿を作成すること

(2) 市町村長は名簿作成後異動ありたるときは其
の都度名簿を加除訂正すること

(七) 體力検査の施行に關する事項

(1) 體力検査の時期及回數

(イ) 昭和十六年度出生児に付ては五月一日よ
り九月三十日迄の間に於て第一回の検査を爲
し第一回の検査後三月以上經過したる後十月
一日より翌年三月三十一日迄の間に於て第二
回の検査を爲すこと

(4) 體力検査補助者

(イ) 體力検査施行者は必要に應じ體力検査補
助者を置き身體計測、乳幼兒體力検査票及體
力手帳の記載、體力検査結果報告等の事務に
從事せしむること

(ロ) 體力検査補助者は巡回指導婦、保健婦、
産婆（助産婦）、看護婦、教職員、母性補導委
員、婦人團體の幹部其の他適當なる者に就き
體力検査施行者に於て之を委嘱すること

(ニ) 嚴寒、傳染病流行其の他乳幼兒の體力檢
査を行ふを不適當と認むるに至りたる場合は
地方長官の承認を受け検査の時期を變更する

を得ること

(2) 體力検査の場所及方法

(イ) 檢査場は地方の實情に即し一齊検査場又
は國民體力管理醫の診療所とすること尙成る
べく保健所、健康相談所、大學、專門學校、
公立病院等の施設を利用するやう考慮すること

(5) 身體計測、榮養狀態、疾病異常の検査を爲すと
體力検査の項目

共に栄養方法の指導、疾病異常の療養指導を爲すこと

(6) 體力検査の方法

別紙「體力検査方法、乳幼児體力検査票、體力手帳記載方法」に依ること

(7) 體力手帳

體力手帳は乳幼児初めて體力検査を受けたとき之を保護者に交付すること但し妊娠手帳制に依り出産申告ありたときは氏名、生年月日、本籍、現住所並に保護者の氏名、本人との續納及職業を記載し假交付すること尙出生時の體重、在胎月數の判明せるものは之を記載すること(交付年月日は第一回の體力検査施行のとき)を記入すること)

(8) 體力検査の結果の記入

(イ) 體力検査の結果は體力手帳に記入する。)

(ロ) 體力検査を行ひたるときは各被検者に付を保存すること

乳幼児體力検査票を作成し五年間市町村長之を承認を受くること

(9) 體力検査実施計畫

地方長官は體力検査実施計畫を厚生大臣に提出し承認を受くること

(10) 體力検査結果報告

(イ) 體力検査施行者は乳幼児體力検査結果報告書(様式第一號)を調製し九月三十日迄に實施したる結果を十月三十一日迄に四月一日より翌年三月三十一日迄に實施したる結果を四月三十日迄に地方長官に提出すること

(ロ) 地方長官は乳幼児體力検査集計表(様式第二號)を調製し體力検査施行者が十月三十

一日迄に提出すべき結果報告に基くものに付ては十一月三十日迄に同じく翌年四月三十日迄に提出すべきものに基くものに付ては五月三十日迄に厚生大臣に提出すること

第一 保健指導

(一) 乳幼児の保護者に對しては體力検査を受くべき乳幼児たると否とを問はず總ての乳幼児に付體力検査以外にも成るべく屢々保健所、健康相談所、醫師等の保健指導を受くる様奨励すること

(二) 體力手帳の交付を受けたる者の保護者に對しては左に掲ぐる場合に於ては之を提示し其の結果の記載を受け體力向上に資せしむること

(1) 痘瘍其の他の豫防接種、ツベルクリン反應又は血液其の他の検査を受くるとき

(2) 保健所、國民體力管理醫又は地方長官の指定したる醫師に就き健康診斷又は保健指導を受くるとき

第四 保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等の設置

(一) 道府縣(又は市町村)は成るべく保健婦、巡回指導婦、母性補導委員等を設置すること

(二) 巡回指導婦は產婆(助産婦)中適當なる者、母

(三) 體力検査に基く要注意乳幼児に付ては保健所、保健婦、巡回指導婦、小兒保健報國會其の他の保健施設と密接なる聯絡を執り之が保健指導に遺憾なきを期すること

(四) 乳幼児に對しては保健指導と相俟つて栄養品の確保改善を圖るは喫緊の要務なるを以て之が實は補導に奉仕すること

施の爲地方廳に於て經費を計上すると共に社會事業團體等と聯絡を圖り栄養品の補給に付考慮すること

(六) 疾病に罹れる者に對しては治療に努めしむることと共に各種醫療保護施設の活用を圖り療養に遺憾ながらしむること

(七) 乳幼児の體力検査及保健指導方法に付ては醫師會、小兒保健報國會等と聯絡を執り協議會、講習會等を開催し其の適正統合を圖ること

(三) 育兒思想の普及啓發

(一) 乳幼児體力向上の實を擧ぐる爲には育兒思想の徹底を期するの要あるを以て講習會、講演會、映畫會、展覽會及印刷物等に依り育兒思想の普及啓發を圖ること

(二) 各種保健施設、社會事業團體、婦人團體等と聯絡を保ち之が實效を擧ぐる様努むること

(三) 妊婦手帳制を活用し妊婦に對する育兒思想の普及啓發を努むること

様式第一號ノ一

施行期間 (自 月 日 至 月 日)

村町市

乳幼兒體力検査結果報告(概括)

						該當乳 受検乳 幼兒數	該當乳 受検乳 幼兒數	要注 意乳 幼兒數	疾 病 染 養 合 計	備 考
						實數 百對スル 分率	實數 百對スル 分率	實數 百對スル 分率		
第一回	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)					
第二回	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)					
第三回	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)					
計	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)					

様式第一號ノ二

施行期間 (自 月 日 至 月 日)

村町市

一、該當乳幼兒數欄ノイニハ昭和十六年度出生兒名簿登録数ヲ(口)欄ニハ昭和十七年度出生兒名簿登録数(但シ十月三十一日迄ニ報告すべきモノニ付テハ四月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ出生シタルモノヲ記入スルコト)記入スルコト。

二、第一回検査欄ニハイ欄ノモノニ付テハ五月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ施行シタル検査、(口)欄ノモノニ付テハ生後四ヶ月迄ニ施行シタル検査、第二回検査欄ニハイ欄ノモノニ付テハ十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ間ニ於テ施行シタル検査、(口)欄ノモノニ付テハ生後七ヶ月中ニ施行シタル検査、第三回検査欄ニハイ欄ノモノニ付テハ生後十二ヶ月中ニ施行シタル検査ノ結果ヲ記入スルコト。

三、要注意乳幼兒中疾病及營養ノ双方ニ付注意ヲ要スルモノハ疾病ノ欄ノミニ算加シ營養欄ニハ括弧内ニ外書スルコト。

乳幼兒體力検査結果報告(乳兒營養方法)

施行期間 (自 月 日 至 月 日)

縣府道

						母乳營養	混合營養	人工營養	總數
						百總數 二對スル 率	百總數 二對スル 率	百總數 二對スル 率	
第一回	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)				
第二回	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)				
第三回	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)				
計	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)				

様式第二號ノ一

施行期間 (自 月 日 至 月 日)

縣府道

(一) 本調査ハ検査ニ際シ満七ヶ月迄ノ乳兒ニ付調査シタルモノノ結果ヲ集計スルコト。
(二) 母乳營養欄ニハ母乳又ハ貢ヒ乳ニヨルモノヲ記入スルコト。
(三) 混合營養欄ニハ母乳ト牛乳、乳製品(全粉乳、調製粉乳、煉乳)山羊乳、重湯、穀粉其ノ他ノモノヲ併用スルモノヲ記入スルコト。
(四) 人工營養欄ニハ牛乳、乳製品(全粉乳、調製粉乳、煉乳)重湯、穀粉其ノ他ノモノニヨルモノヲ記入スルコト。

乳幼兒體力検査集計表(概括)

						郡市別	受 檢	該當乳 受檢乳 幼兒數	要注 意乳 幼兒數	備 考
						區 別	該當乳 受檢乳 幼兒數	疾 病 染 養 合 計		
						實數 百對スル 分率	實數 百對スル 分率	實數 百對スル 分率		
第一回	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)					
第二回	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)					
第三回	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)					
計	(口)	(イ)	(口)	(イ)	(口)					

様式第一號ノ二

施行期間(至
月 日)

縣府道

乳幼兒體力検査集計表(乳兒栄養方法)

都市名	母乳栄養	混合栄養	人工栄養	總數
合計	實數	實數	實數	總數 百分率
備考				
(口) (イ)	(口) (イ)	(口) (イ)	(口) (イ)	
計				

合計	第一回	第二回	第三回
備考			
(口) (イ)	(口) (イ)	(口) (イ)	(口) (イ)
計			

一、該當乳幼兒數欄ノ(イ)欄ニハ昭和十六年度出生兒名簿登録數ヲ(ロ)欄ニハ昭和十七年度出生兒名簿登録(但シ十一月三十日迄ニ報告スベキモノニ付テハ四月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ出生シタルモノ)ヲ記入スルコト。

二、第一回検査欄ニ(ハイ)欄ノモノニ付テハ五月一日ヨリ九月三十日迄ノ間ニ於テ施行シタル検査、(ロ)欄ノモノニ付テハ生後四ヶ月迄ニ施行シタル検査、第二回検査欄ニ(ハイ)欄ノモノニ付テハ十月一日ヨリ翌年三月三十日迄ノ間ニ於テ施行シタル検査、(ロ)欄ノモノニ付テハ生後七ヶ月中ニ施行シタル検査、第三回検査欄ニ(ロ)欄ノモノニ付テハ生後十二ヶ月中ニ施行シタル検査ノ結果ヲ記入スルコト。

三、要注意乳幼兒中疾病及榮養双方ニ付注意ヲ要スルモノハ疾病欄ノミニ加算シ榮養欄ニハ括弧内ニ外書スルコト。

乳幼兒體力検査方法

乳幼兒體力検査票記載方法

(昭和十七年度)

第一章 一般的事項

- 一、検査並に指導に關し留意すべき事項
- (一) 乳幼兒體力検査に當りては疾病の豫防及疾病異常の早期發見と其の療養指導並に榮養の指導に重點を置くこととする。
- (二) 榻養不善児又は疾病異常を有する乳幼兒に付ふ。

ては其の原因、經過等に留意して適應せる指導を行ふ。爲し次回の検査に當りては特に注意することが肝要である。

(三) 早產兒双生兒等は特に保健指導に留意せねばならぬ。

(六) 其の他育児に關する適切なる指導を行ふ。

(七) 指導は總て懇切平明を旨とし、適宜口頭に依り之をなし重要な事項は乳幼兒體力検査票及體力手帳に記入する。

(八) 醫療救護を必要と認めたる場合に於ては速滑ととする。

- (四) 春季及夏季に於ては下痢及腸炎、秋季及冬季に於ては肺炎の豫防に關する注意を爲すことが特に必要である。
- (五) 小兒傳染病の豫防に關し適切なる指導を行ふ。
- (二) 検査場は受付、待合室、身體計測室、診察室等に區別し設くることを便利とする。若し診察室

を別に設くることの出来ぬ場合には衝立又は幕等を以て仕切り、診察を妨げられることなきやう注意する。

(一) 検査場には身體計測、疾病異常検診の爲必要なる器具其の他の設備を爲す、殊に消毒を要する器具材料等に付いては遺憾なきを期せねばならぬ。

(二) 検査場は採光換氣等に留意し尚季節に應じ保溫等に關し充分注意する。

三、保護者に關し留意すべき事項

(一) 検査を受ける場合には自ら乳幼児の保育に當る者を付添はしめることを原則とする。

(二) 衣服等は清潔を旨とすると共に着脱の敏捷を

圖る。

(三) 褶襟は代りを携帶せしめ、尙手拭又はタオル等を用意せしむる可とする。

(四) 人工栄養児の場合に於て哺乳の時間に差支へある時は乳を入れた哺乳瓶を携帶せしむる。

四、其他

(一) 受付、身體計測、診察、乳幼兒體力検査票、體力手帳の記入等には補助者を要するを以て夫々

適當なる補助者を豫め委嘱する。

(二) 乳幼児を長時間待たしめざるやう留意する。

(三) 瘡疹、風疹、百日咳、流行性耳下腺炎、水痘其の他傳染の惧れる疾患有する乳幼児は治療

したる後に於て検査を受けしむることとする。

第二章 身體計測

乳幼児の發育、榮養状態等を検査する場合種々の身體計測を行ふが體重が最も重要なものとされる。従つて乳幼児の體力検査には必ず體重を計測することとし、他の身長、胸闊等は必要と認めたる場合に於て計測するものとする。

一、體重

(一) 用具 乳幼兒體重計

成るべく五十瓦以下の目盛あるものを用ひる。使用に先立ち目盛の零位を嚴密に規定し使用後も一應零位に變化なきやを確める。

(参考)

本邦健康乳幼兒發育例

年 齢	體 重 (kg)		身 長 (cm)		頭 闊 (cm)		胸 闊 (cm)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
新生兒	3.06	2.85	男44 女43	男43 女42	男34 女33	男33 女32	男16 女15	男15 女14
半 月	3.11	2.77	男45 女44	男44 女43	男35 女34	男34 女33	男17 女16	男16 女15
一 月	4.00	3.80	男46 女45	男45 女44	男36 女35	男35 女34	男18 女17	男17 女16
半 月	4.11	3.91	男47 女46	男46 女45	男37 女36	男36 女35	男19 女18	男18 女17
二 月	5.11	4.91	男48 女47	男47 女46	男38 女37	男37 女36	男20 女19	男19 女18
半 月	5.11	4.91	男49 女48	男48 女47	男39 女38	男38 女37	男21 女20	男20 女19
三 月	6.11	5.91	男50 女49	男49 女48	男40 女39	男39 女38	男22 女21	男21 女20
半 月	6.11	5.91	男51 女50	男50 女49	男41 女40	男40 女39	男23 女22	男22 女21
四 月	7.11	6.91	男52 女51	男51 女50	男42 女41	男41 女40	男24 女23	男23 女22
半 月	7.11	6.91	男53 女52	男52 女51	男43 女42	男42 女41	男25 女24	男24 女23
五 月	8.11	7.91	男54 女53	男53 女52	男44 女43	男43 女42	男26 女25	男25 女24
半 月	8.11	7.91	男55 女54	男54 女53	男45 女44	男44 女43	男27 女26	男26 女25
六 月	9.11	8.91	男56 女55	男55 女54	男46 女45	男45 女44	男28 女27	男27 女26
半 月	9.11	8.91	男57 女56	男56 女55	男47 女46	男46 女45	男29 女28	男28 女27
七 月	10.11	9.91	男58 女57	男57 女56	男48 女47	男47 女46	男30 女29	男29 女28
半 月	10.11	9.91	男59 女58	男58 女57	男49 女48	男48 女47	男31 女30	男30 女29
八 月	11.01	10.91	男60 女59	男59 女58	男50 女49	男49 女48	男32 女31	男31 女30
半 月	11.01	10.91	男61 女60	男60 女59	男51 女50	男50 女49	男33 女32	男32 女31
九 月	12.01	11.91	男62 女61	男61 女60	男52 女51	男51 女50	男34 女33	男33 女32
半 月	12.01	11.91	男63 女62	男62 女61	男53 女52	男52 女51	男35 女34	男34 女33
十 月	13.01	12.91	男64 女63	男63 女62	男54 女53	男53 女52	男36 女35	男35 女34
半 月	13.01	12.91	男65 女64	男64 女63	男55 女54	男54 女53	男37 女36	男36 女35
十一 月	14.01	13.91	男66 女65	男65 女64	男56 女55	男55 女54	男38 女37	男37 女36
半 月	14.01	13.91	男67 女66	男66 女65	男57 女56	男56 女55	男39 女38	男38 女37
十二 月	15.01	14.91	男68 女67	男67 女66	男58 女57	男57 女56	男40 女39	男39 女38
半 月	15.01	14.91	男69 女68	男68 女67	男59 女58	男58 女57	男41 女40	男40 女39
一 年	16.01	15.91	男70 女69	男69 女68	男60 女59	男59 女58	男42 女41	男41 女40
半 月	16.01	15.91	男71 女70	男70 女69	男61 女60	男60 女59	男43 女42	男42 女41
二 年	17.01	16.91	男72 女71	男71 女70	男62 女61	男61 女60	男44 女43	男43 女42
半 月	17.01	16.91	男73 女72	男72 女71	男63 女62	男62 女61	男45 女44	男44 女43
三 年	18.01	17.91	男74 女73	男73 女72	男64 女63	男63 女62	男46 女45	男45 女44
半 月	18.01	17.91	男75 女74	男74 女73	男65 女64	男64 女63	男47 女46	男46 女45
四年	19.01	18.91	男76 女75	男75 女74	男66 女65	男65 女64	男48 女47	男47 女46
半 月	19.01	18.91	男77 女76	男76 女75	男67 女66	男66 女65	男49 女48	男48 女47
五年	20.01	19.91	男78 女77	男77 女76	男68 女67	男67 女66	男50 女49	男49 女48
半 月	20.01	19.91	男79 女78	男78 女77	男69 女68	男68 女67	男51 女50	男50 女49
六年	21.01	20.91	男80 女79	男79 女78	男70 女69	男69 女68	男52 女51	男51 女50
半 月	21.01	20.91	男81 女80	男80 女79	男71 女70	男70 女69	男53 女52	男52 女51
七年	22.01	21.91	男82 女81	男81 女80	男72 女71	男71 女70	男54 女53	男53 女52
半 月	22.01	21.91	男83 女82	男82 女81	男73 女72	男72 女71	男55 女54	男54 女53
八年	23.01	22.91	男84 女83	男83 女82	男74 女73	男73 女72	男56 女55	男55 女54
半 月	23.01	22.91	男85 女84	男84 女83	男75 女74	男74 女73	男57 女56	男56 女55
九年	24.01	23.91	男86 女85	男85 女84	男76 女75	男75 女74	男58 女57	男57 女56
半 月	24.01	23.91	男87 女86	男86 女85	男77 女76	男76 女75	男59 女58	男58 女57
十年	25.01	24.91	男88 女87	男87 女86	男78 女77	男77 女76	男60 女59	男59 女58
半 月	25.01	24.91	男89 女88	男88 女87	男79 女78	男78 女77	男61 女60	男60 女59
十一 年	26.01	25.91	男90 女89	男89 女88	男80 女79	男79 女78	男62 女61	男61 女60
半 月	26.01	25.91	男91 女90	男90 女89	男81 女80	男80 女79	男63 女62	男62 女61
十二 年	27.01	26.91	男92 女91	男91 女90	男82 女81	男81 女80	男64 女63	男63 女62
半 月	27.01	26.91	男93 女92	男92 女91	男83 女82	男82 女81	男65 女64	男64 女63
十三 年	28.01	27.91	男94 女93	男93 女92	男84 女83	男83 女82	男66 女65	男65 女64
半 月	28.01	27.91	男95 女94	男94 女93	男85 女84	男84 女83	男67 女66	男66 女65
十四 年	29.01	28.91	男96 女95	男95 女94	男86 女85	男85 女84	男68 女67	男67 女66
半 月	29.01	28.91	男97 女96	男96 女95	男87 女86	男86 女85	男69 女68	男68 女67
十五 年	30.01	29.91	男98 女97	男97 女96	男88 女87	男87 女86	男70 女69	男69 女68
半 月	30.01	29.91	男99 女98	男98 女97	男89 女88	男88 女87	男71 女70	男70 女69
十六 年	31.01	30.91	男100 女99	男99 女98	男90 女89	男89 女88	男72 女71	男71 女70
半 月	31.01	30.91	男101 女100	男100 女99	男91 女90	男90 女89	男73 女72	男72 女71
十七 年	32.01	31.91	男102 女101	男101 女100	男92 女91	男91 女90	男74 女73	男73 女72
半 月	32.01	31.91	男103 女102	男102 女101	男93 女92	男92 女91	男75 女74	男74 女73
十八 年	33.01	32.91	男104 女103	男103 女102	男94 女93	男93 女92	男76 女75	男75 女74
半 月	33.01	32.91	男105 女104	男104 女103	男95 女94	男94 女93	男77 女76	男76 女75
十九 年	34.01	33.91	男106 女105	男105 女104	男96 女95	男95 女94	男78 女77	男77 女76
半 月	34.01	33.91	男107 女106	男106 女105	男97 女96	男96 女95	男79 女78	男78 女77
二十 年	35.01	34.91	男108 女107	男107 女106	男98 女97	男97 女96	男80 女79	男79 女78
半 月	35.01	34.91	男109 女108	男108 女107	男99 女98	男98 女97	男81 女80	男80 女79
廿一 年	36.01	35.91	男110 女109	男109 女108	男100 女99	男99 女98	男82 女81	男81 女80
半 月	36.01	35.91	男111 女110	男110 女109	男101 女100	男100 女99	男83 女82	男82 女81
廿二 年	37.01	36.91	男112 女111	男111 女110	男102 女101	男101 女100	男84 女83	男83 女82
半 月	37.01	36.91	男113 女112	男112 女111	男103 女102	男102 女101	男85 女84	男84 女83
廿三 年	38.01	37.91	男114 女113	男113 女112	男104 女103	男103 女102	男86 女85	男85 女84
半 月	38.01	37.91	男115 女114	男114 女113	男105 女104	男104 女103	男87 女86	男86 女85
廿四 年	39.01	38.91	男116 女115	男115 女114	男106 女105	男105 女104	男88 女87	男87 女86
半 月	39.01	38.91	男117 女116	男116 女115	男107 女106	男106 女105	男89 女88	男88 女87
廿五 年	40.01	39.91	男118 女117	男117 女116	男108 女107	男107 女106	男90 女89	男89 女88
半 月	40.01	39.91	男119 女118	男118 女117	男109 女108	男108 女107	男91 女90	男90 女89
廿六 年	41.01	40.91	男120 女119	男119 女118	男110 女109	男109 女108	男92 女91	男91 女90
半 月	41.01	40.91	男121 女120	男120 女119	男111 女110	男110 女109	男93 女92	男92 女91
廿七 年	42.01	41.91	男122 女121	男121 女120	男112 女111	男111 女110	男94 女93	男93 女92
半 月	42.01	41.91	男123 女122	男122 女121	男113 女112	男112 女111	男95 女94	男94 女93
廿八 年	43.01	42.91	男124 女123	男123 女122	男114 女113	男113 女112	男96 女95	男95 女94
半 月	43.01	42.91	男125 女124	男124 女123	男115 女114	男114 女113	男97 女96	男96 女95

(1) 計測方法

全裸體として測定することが簡便であるが着衣の

場合に於ては衣服、襁褓等の重量を差引く、又乳兒籠を使用するのが便利であるが此の場合には籠の重量を差引くことを忘れてはならぬ。

(2) 記載様式

単位はキログラムとし四捨五入法を用ひ単位の下二位に止める。

二、身長

(1) 用具 乳児身長計一般用身長計又は巻尺

(2) 計測方法

3年未満の乳幼児は仰臥位に於て測定する。

(3) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ単位の下一位に止める。

三、胸圍

(1) 用具 卷尺

(2) 計測方法

3年未満の乳幼児は仰臥位にて測定し呼氣の終りに於ける目盛を讀む。

(3) 記載様式

単位はセンチメートルとし四捨五入法を用ひ単位の下一位に止める。

第三章 營養状態の検査及營養方法の指導

一、營養状態の検査

(1) 判定方法

營養状態は身體計測(特に體重)、視診、觸診等に依つて綜合的に判定する。

視診及觸診に於ては皮膚の色澤、潤滑、彈性、緊

満等の如何を檢し、尙皮下脂肪、筋肉及骨格の發育狀態、淋巴腺、毛髮、歯牙等を検査する。

特に皮膚蒼白、皮膚彈性減退、組織緊縮退行、皮下脂肪發達不充分等の徵候があり、且體重が本邦

健康乳幼兒發育例より約20%以上少い場合には體重が約10%以上減少してゐても視診、觸診等による營養狀態が良好であれば可とする。

又體重は充分あつても視診、觸診等による營養狀態に異常があれば要注意とする。

之を要注意とし、然らざるものと可とする。但し體重が約20%以上減少してゐても視診、觸診等による營養狀態が良好であれば可とする。

尙乳兒の發育、健康狀態等に應じたる調乳法を指導する必要がある。

をするやうに勧める。

(ロ) 混合營養

母乳が不足し貰ひ乳もない場合には混合營養を行はしめる。

(ハ) 人工營養

全く母乳のない場合には止むを得ず人工營養を行ふ。

牛乳、全粉乳又は調製粉乳、山羊乳等を使用する。加糖煉乳は之等のものが得られざる場合に於て使用せしむべきで、長期に亘り使用することとは良くない。

行ふ。牛乳、全粉乳又は調製粉乳、山羊乳等を使用する。加糖煉乳は之等のものが得られざる場合に於て使用せしむべきで、長期に亘り使用することとは良くない。

栄養方法に關し、指導したる重要な事項は其の要點を「指導ニ關スル記事欄」に記入する。

第四章 疾病異常の検査及療養處置の指導

一、疾病異常

(一) 検査項目

疾病異常は早期に之を發見し治療處置に對して、適切なる指導を與へることが肝要である。

乳幼児に付ては特に左の如き疾病異常に注意して検査する。

(イ) 栄養障碍

(ロ) ビタミン缺乏症

(ハ) 結核性疾患

(ニ) 微毒

(ホ) 神經系疾患

(ヘ) 形態異常

(ト) 歯疾

(チ) トロホーム

栄養障碍は栄養失調症、消化不良症、消耗症、消化不良性中毒症、穀粉栄養障碍等に注意し、調乳

其の他食餌の質及量の不適當各種ビタミンの不足其の他養護の不適當等の原因を明かにし、之に應じた療養處置の指導を爲す。

ビタミン缺乏症に付ては A 缺乏症(結膜乾燥症及角膜軟化症)、B 缺乏症(脚氣及ペラグラ)、C 缺乏症(メレルバローフ氏病)、D 缺乏症(佝僂病)等の外潜在のビタミン缺乏状態に注意しビタミンの補給方法其の他養護に關する指導を爲さねばならぬ。

結核性疾患及微毒は精密検査を行つて、判定する。

ことが必要であり其の養護並に治療に付ては特に注意して指導せねばならぬ。

神經系疾患は脳膜炎、脳炎、小兒癪瘡、精神薄弱等に注意する。

形態異常は將來顯著なる機能障碍を殘すと認めらるゝものを發見し適切なる處置を圖るべきで特に下肢の開排を検査し先天性股關節脱臼の有無に注意することが肝要である。

歯疾は齶齒の有無、處置、未處置を検査し歯牙衛生に關し指導を。

(二) 疾病異常の記載

疾病異常なき場合に於ては「疾病異常」欄に「無」と記入し、疾病異常のある場合は其の病名又は異常の名稱を記入する。但し結核性疾患、微毒に付ては將來に及ぼす影響を考慮し體力手帳には病名の記載を避け其の顯著なる症狀のみを記載する。

齶齒は處置歯、未處置歯に分け其の數を記入する。

(三) 疾病異常に對する指導

疾病異常の治療處置に付ては口頭を以て懇切丁寧且徹底するやう指導を與へると共に羞恥恐怖の念

を與へざるやう注意を拂ひ重要事項は其の要點を記載する。

ツベルクリン反應の場合には皮内反應、ピルチー氏反應、貼布反應の別等に其の成績を陽性、擬陽性、陰性を以て記入する。

微毒に關する血清反應の場合に於てはワツセルマン氏、村田氏、井出氏等の反應の種類及成績を記入す

るが、陽性のものは記載を要せざるものとする。

寄生蟲卵検査の結果は蛔蟲十二指腸蟲等の蟲卵の種類を記入する。

(四) 血液検査、寄生蟲卵検査其の他重要な反應

「指導ニ關スル記事」欄に記入する。

(五) 其の他體力に關し特に参考となるべき事項

「乳幼兒期ニ於ケル豫防接種其ノ他體力ニ關スル参考記事」欄に記入する。

(六) 記載様式

「乳幼兒期ニ於ケル豫防接種其ノ他體力ニ關スル参考記事」欄に記入する。

種痘の場合は善感、不善感の成績を記入する。

豫防接種の場合には其の種類とワクチン、血清、注射の別等を記載する。

(七) 種痘

標記の件に關し本日厚生次官より別途通牒相成候處之が實施に當りては特に左記事項御留意の上圓滑なる運營を圖ると共に實效を擧ぐる様格段の御配意相成度

(一) 症 痛

(二) チフテリヤ、猩紅熱、腸チフス、パラチフス、百日咳、B・C・G 等の豫防接種

(三) ツベルクリン反應(皮内反應、ピルチー氏反應、貼布反應)

(四) 血液検査、寄生蟲卵検査其の他重要な反應

(五) 其の他體力に關し特に参考となるべき事項

(六) 記載様式

(七) 種痘

(八) 豫防接種其ノ他體力ニ關スル参考記事

(九) 記載様式

(十) 種痘

(十一) 豫防接種其ノ他體力ニ關スル参考記事

(十二) 記載様式

(十三) 種痘

(十四) 豫防接種其ノ他體力ニ關スル参考記事

(十五) 記載様式

(十六) 種痘

(十七) 豫防接種其ノ他體力ニ關スル参考記事

(十八) 記載様式

(十九) 種痘

(二十) 豫防接種其ノ他體力ニ關スル参考記事

(二十一) 記載様式

(二十二) 種痘

(二十三) 豫防接種其ノ他體力ニ關スル参考記事

(二十四) 記載様式

記

一 乳幼児體力検査実施計畫は國民體力法施行規則第

十一條に依り六月三十日迄に提出すること

二 國費豫算配賦は差し當り年額の四分の一程度とし

左の通なること

・ 人口對策諸費(款)

(1) 乳幼児體力向上指導費(項)

費(目) 圓 圓

内 國 旅 費(目) 圓 圓

雜 紙 及 雜 費(目) 圓 圓

乳 幼 兒 診 査 指 導 費(目) 圓 圓

(2) 交付方法

右は大體年額の四分の一程度にして六月中旬配賦

し更に追加配賦するものなること

三 豫算計理

(1) 廉 費

乳幼児體力検査票作成費並に通信運搬費に充用す

ること

(2) 内國旅費

イ 職員の指導旅費に充用すること

ロ 乳幼児體力指導事務嘱託を設置したる場合は

當該嘱託員の旅費に支出するも差支なきこと

ハ 體力検査の爲必要なる旅費は乳幼児診査指導

費より流用支出するも差支なきこと

(3) 雜給及雜費

講習會、打合會、印刷費、市町村事務費其の他雜

費に充用すること

(4) 乳幼児診査指導費

乳幼児體力検査に從事せる國民體力管理監督に巡

回指導婦其の他體力検査補助者に對する手當、檢

査に要する資材購入費等に充用すること

る經費

(2) 檢査の器具資材其の他會場雜費に要する經費

(3) 荘養補給に要する經費

(4) 其の他検査の實施及保健指導に要する經費

(5) 豊算經理に當りては特に考慮を拂

ひ重點的に實施し乳幼児體力向上の實績を擧がる

やう工夫せられ度きこと

るやう配意あり度きこと

六 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

五 體力手帳記載方法は常省より送付すること

六 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

七 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

八 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

九 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

十 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

十一 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

十二 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

十三 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

十四 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

十五 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

十六 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

十七 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

十八 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

十九 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

二十 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

二十一 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

二十二 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

二十三 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

二十四 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

二十五 乳幼児體力検査票は別紙様式に基き作成せられ度

きこと

(第 號) 乳 幼 兒 體 力 檢 查 票
(昭和十七年度第 回)

検査場		昭和 年 月 日 檢 査			
乳幼児氏名		男	昭和 年 月 日 生		
		女	(満 年 月)		
保護者氏名		續柄			
		職業			
現 住 所					
體 重 (kg)	榮養 狀 態	榮養 方 法	母 乳	貫 ひ 乳	牛 乳
	可		全 粉 乳	調製 粉 乳	穀 粉
	要 注意		山 羊 乳	穀 粉	其 の 他
疾 病 异 常 有 無 ()	其 の 他				
指 導 事 項	國 民 體 力 管 理 雜 印				

注意 (1) 身長、胸闊の計測、歯疾の検査等を行ひたるときは「其の他」欄に記入すること
(2) 「榮養方法」欄は満七ヶ月迄の乳児に付當該事項に印を附すこと

厚生省人口局の東京市内主要病院 生死產及助產婦數調

厚生省人口局母子課に於いて特殊の目的に供するため調査せる東京市内主要病院取扱ひの生死産數及び助産婦數等の結果の一部を掲ぐれば左の如くである。

の如く任命發令した。

第七十九回 帝國議會の協賛を経たる國民療法(本)

試第三卷第三號本欄所載の中核をなす日本醫療團に關する勅令は別項所載の如くであるが、厚生省に於いては右醫療團の設立委員を昭和十七年四月十七日左記

いたしたいと思ひます。奮つて御賛同あらんことを切望します。

日本母性保護會々則

- 第一條 本會ハ日本母性保護會ト稱ス
第二條 本會ハ道府縣其ノ他ニ道府縣其ノ他ノ母性保護會ヲ置クコトヲ得
第三條 本會ハ事務所ヲ厚生省人口局母子課内ニ置ク
第四條 本會ハ本邦母性ノ健康ヲ増進シ健全ナル次代國民ノ增强ヲ圖リ以テ我カ民族力ヲ強化スル事ヲ目的トス
第五條 本會ハ前條ノ目的ヲ達成スル爲左ノ如キ事業ヲ行フ
一 母性健康指導並ニ其ノ促進
一 戰時母性保護ノ強化促進
一 母性知識ノ普及宣傳
一 婦婦奉仕診察
第六條 本會々員ヲ分チテ左ノ二種トス
一 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事業
一 産婦人科醫及本會ノ事業ニ關係アル醫師
正會員 補助會員 本會ノ事業遂行ニ關シ贊助ヲナスモノ
第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
理事 若干名 (内一名ヲ理事長トス)
評議員 幹事 二名
監事 二名
本會ニ名譽顧問、顧問、參與及參事各若干名ヲ置クコトヲ得
理事、評議員ハ總會ニ於テ決定ス

理事長ハ理事會ニ於テ決定ス
名譽顧問、顧問、參與及參事ハ理事會ニ於テ推舉又ハ成を見るに到つた。組織要綱及び大日本武道會規定を掲ぐれば以下の如くである。

監事ハ理事長之ヲ委嘱ス

監事ハ理事長之ヲ委嘱ス

- 第八條 理事長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ且役員會及總會ヲ招集ス
第九條 駕事ハ理事長ノ命ヲ受ケ會務ヲ處理ス
幹事ハ理事長ノ命ヲ受ケ會務ニ參與シ參事ハ會務ニ參畫ス

國民儀力審議會武道部會所屬委員氏名
(○印は特別委員)

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○久富達夫

入江俊郎

桂廣太郎

川西實三

朝比奈策太郎

○井上幾太郎

○菱刈隆

菊池豐三郎

○小山松吉

植芝盛平

高野佐三郎

安倍能成

羽生隆

澤木興道

○中村敬之進

○奈良武次

○武井群嗣

○奈良武次

○高野佐三郎

安倍能成

羽生隆

澤木興道

○中村敬之進

○奈良武次

○高野佐三郎

安倍能成

羽生隆

澤木興道

○中村敬之進

○奈良武次

○高野佐三郎

○高野佐三郎

四、武道綜合團體は既存武道團體を包摶し本邦に於ける最高唯一の武道綜合團體として速に其の組織内容を整備すること

五、武道綜合團體成立と共に學徒體育振興會（武道關係）は其の内部組織たるべきこと

六、武道綜合團體は地方に支部を設け地方長官（朝鮮、臺灣、樺太、關東州、南洋廳に在りては當該團體官）を支部長とし官民協力して政府の武道方針を全國に具現せしむること

七、武道綜合團體は其事業遂行に關係ある諸團體と緊密なる提携連絡を保持すること

八、政府は武道綜合團體に對し毎年相當額の補助金を交付し其活潑なる活動を助成すること

九、武道綜合團體は在外武道團體との關聯に付き適當考慮すること

大日本武道會設立に際し梨本宮殿下
より賜りたる令旨

武道綜合團體組織要綱

第一條 本會ハ皇族ヲ奉戴シテ總裁トス
第二條 本會ハ財團法人トス
第三條 本寄附行為ハ理事會及評議員會ノ議決ヲ經テ總裁ノ允裁ヲ得タル後主務官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ
前項ノ議決ハ理事又ハ評議員ノ三分ノ二以上出席シ出席員ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス 但シ評議員會ニ在リテハ書面ヲ以テ意見ヲ述べ出席ニ代フルコトヲ得

第四條 本會ハ武道ノ振興ヲ圖リ皇國民ノ鍛成ニ資ス
第五章 目的及事業

第六章 組織

第七章 財團

第八章 總則

（昭和十七年四月一日
厚生省京人第二四三號認可）

茲ニ武道團體ノ綜合成リ余ハ其ノ總裁トシテ親シク諸子ト相見ルヲ欣ブ

惟フニ我ガ武道ハ肇國ノ當初ニ淵源ヲ發シ文教ト共ニ皇道ヲ振起シ皇國ノ護持發展ヲ目標トス皇國臣民タル者ハ武道ヲ修鍊履践シ以テ忠勇義烈ノ國民的氣魄ヲ鼓舞振勵スルト共ニ節義廉恥ノ志操ヲ涵養シテ武道ノ眞諦ヲ國民生活ニ具現シ一旦緩急ノ際ハ一死以テ皇恩ニ報ゼザルベカラズ

今ヤ皇國ハ大東亞戰爭ノ完遂ニ國ヲ學ゲテ邁進シツツ

アリ諸子深クスノ情勢ヲ洞察シ協心戮力一層奮勵努力シ以テ武道ヲ振興シ國威ノ宣揚ニ貢獻セムコトヲ望ム

昭和十七年三月二十一日

大日本武德會總裁 大勳位 守正王

奉答

第五條 本會ニ於テ取扱フ武道ノ種目ハ剣道（薙刀ヲ含ム）、柔道、弓道、銃剣道、射撃道トス

第六條 本會ハ第四條ノ目的ヲ達成スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一 武道ノ普及徹底ニ關スル事項

二 武道指導者ノ養成並ニ地位ノ向上ニ關スル事項

三 武道ノ稱號、段級及資格ノ審査ニ關スル事項

四 武道専門學校ノ經營ニ關スル事項

五 武道ノ諸行事ノ開催、統制及指導ニ關スル事項

六 京都ニ於ケル武德祭舉行ニ關スル事項

七 武道ノ調査研究ニ關スル事項

八 古武道ノ保存並ニ振興ニ關スル事項

九 武道施設並ニ資材ノ整備ニ關スル事項

一〇 武道功勞者ノ表彰ニ關スル事項

一一 其ノ他本會ノ目的達成ニ必要ナル事項

第三章 名稱及事務所

第七條 本會ハ財團法人大日本武德會ト稱ス

第八條 本會ハ事務所ヲ當分ノ内東京市麹町區大手町一丁目七番地厚生省内ニ置キ出張所ヲ京都市平安神宮境内ニ置ク

第九條 本會ノ資產ハ左ノ如シ

一 恩賜金

二 政府又ハ公共團體ヨリ交付セラレタル補助金

三 基本金其ノ他本會所有ノ動産及不動産

四 有志者ノ寄附ニ係ル金員及物品

五 本會ノ事業及所有財產ヨリ生ズル收入

第十條 恩賜金ハ永久之ヲ保存シ其利子ヲ基本金ニ編

入ス

第十一條 基本金ハ國債又ハ地方債ニ換ヘテ之ヲ保存ス

但シ評議員會ノ議決ヲ經テ政府ノ監督及保護ヲ受クル特種ノ銀行又ハ會社ノ債券ニ換フルコトヲ得

本基金ハ本部或屬各支部專屬學校專屬ニ區分シ相混同スルコトヲ得ズ

第十二條 現金ハ確實ナル銀行ニ預ケテ之ヲ利殖ス

利益ヲ生ズベキ不動産ハ適宜ノ用法ニ從ヒ其ノ利益ヲ收得ス

第十三條 現金ハ左ノ三種トス

第五章 會員

第一 名譽會員 理事會及評議員會ニ於テ推薦シタル者

第二 有功會員 本會ニ功勞アリタル者

第三 正會員 本會ノ趣旨ニ贊同シ武道ヲ修練スル者

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ會長ノ指名シタル副會長ニ於テ其ノ職務ヲ代理ス

第二十條 參與ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第二十一條 參與ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第二十二條 理事長ハ理事ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第二十三條 理事ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第二十四條 監事ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第二十五條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第二十六條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第二十七條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第二十八條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第二十九條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第三十條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第三十一條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第三十二條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第三十三條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第三十四條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第三十五條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第三十六條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第三十七條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第三十八條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第三十九條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四十條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四十一條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四十二條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四十三條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四十四條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四十五條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四十六條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四十七條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四十八條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第四十九條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第五十條 評議員ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第二十六條 幹事ハ關係廳官吏及學識經驗アル者ノ中

ヨリ會長之ヲ委嘱ス

幹事ハ理事長ノ命ヲ承ケ事務ヲ處理ス

第二十七條 僕員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

官吏ニシテ僕員タル者ノ任期ハ其ノ在職期間トス

僕員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スルマデ仍其

ノ職務ヲ行フモノトス

第七章 事務局

第二十八條 本會ノ事務ヲ處理スルタメ事務局ヲ設置

ス

事務局ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八章 部會

第二十九條 本會ノ事業ヲ遂行スル爲部會ヲ設置ス

部會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第九章 大日本學徒體育振興會

第三十條 本會ハ大日本學徒體育振興會ヲ其ノ内部組

織トシ學徒ノ武道ニ關スル事項ヲ掌ラシム

第十章 會議

第三十一條 會議ハ理事會及評議員會トス

理事會ハ理事長之ヲ招集シ其ノ議長トナリ評議員會

ハ會長之ヲ招集シ其ノ議長トナル

第三十二條 評議員會ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ事項

ヲ議決ス

一 豫算及決算ニ關スル事項

二 資產ノ管理及處分ニ關スル事項

三 會長ニ於テ特ニ重要ト認メタル事項

第三十三條 理事會ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ事項ヲ

議決ス	支部ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム	附則
第一 評議員會ヨリ委任セラレタル事項	第三十四條 會議ノ議事ハ出席員ノ過半數ニ依リテ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス	第四十一條 本會ニ包攝セラル武道團體ハ左記事項ヲ具備シタル申請書ヲ提出シ本會ノ承認ヲ受クベシ
二 會長ニ於テ重要ト認メタル事項	第三十五條 本會ニ各種専門委員會ヲ設置ス	一名稱
三 目的及事業	專門委員會ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム	二事務所
四 資產	第十一章 委員會	五役員名簿
五 役員名簿	第十二章 會計	六會員名簿
六 武道場其ノ他ノ施設	第三十六條 本會ハ評議員會ノ議決ヲ經テ特別會計ヲ設クルコトヲ得	七其ノ他必要ナル事項
七 其ノ他必要ナル事項	第三十七條 本會ノ豫算ハ毎年度開始前ニ評議員會ノ議ヲ經テ之ヲ定メ決算ハ毎年度終了後速ニ作製シテ監事ノ意見ヲ附シ評議員會ノ承認ヲ受クルモノトス	八其ノ他
八 其ノ他	第三十八條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始まり翌年三月三十一日ニ終ル	九會員附行爲ノ施行ニ必要ナル規程ハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム
九 會員附行爲ノ施行ニ必要ナル規程ハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム	第四十二條 包攝團體ハ別ニ定ムル規程ニ從ヒ重要事項ニ關シ本會ノ統制ヲ受クルモノトス	第四十三條 包攝團體ノ會員ハ本會ノ會員トス
十 會員附行爲ノ施行ニ必要ナル規程ハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム	第四十四條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始まり翌年三月三十一日ニ終ル	十一會員名簿
十一 會員名簿	第十三章 支部	十二會員附行爲ノ施行ニ必要ナル規程ハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム
十二 會員附行爲ノ施行ニ必要ナル規程ハ理事會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム	第十四章 支部	十三會員名簿
十三 會員名簿	第十五章 支部	十四會員名簿
十四 會員名簿	第十六章 支部	十五會員名簿
十五 會員名簿	第十七章 支部	十六會員名簿
十六 會員名簿	第十八章 支部	十七會員名簿
十七 會員名簿	第十九章 支部	十八會員名簿
十八 會員名簿	第二十章 支部	十九會員名簿
十九 會員名簿	第二十一章 支部	二十會員名簿
二十 會員名簿	第二十二章 支部	二十一會員名簿
二十一 會員名簿	第二十三章 支部	二十二會員名簿
二十二 會員名簿	第二十四章 支部	二十三會員名簿
二十三 會員名簿	第二十五章 支部	二十四會員名簿
二十四 會員名簿	第二十六章 支部	二十五會員名簿
二十五 會員名簿	第二十七章 支部	二十六會員名簿
二十六 會員名簿	第二十八章 支部	二十七會員名簿
二十七 會員名簿	第二十九章 支部	二十八會員名簿
二十八 會員名簿	第三十章 支部	二十九會員名簿
二十九 會員名簿	第三十一章 支部	三十會員名簿
三十 會員名簿	第三十二章 支部	三十一會員名簿
三十一 會員名簿	第三十三章 支部	三十二會員名簿
三十二 會員名簿	第三十四章 支部	三十三會員名簿
三十三 會員名簿	第三十五章 支部	三十四會員名簿
三十四 會員名簿	第三十六章 支部	三十五會員名簿
三十五 會員名簿	第三十七章 支部	三十六會員名簿
三十六 會員名簿	第三十八章 支部	三十七會員名簿
三十七 會員名簿	第三十九章 支部	三十八會員名簿
三十八 會員名簿	第四十章 支部	三十九會員名簿
三十九 會員名簿	第四十一章 支部	四十會員名簿
四十 會員名簿	第四十二章 支部	四十一會員名簿
四十一 會員名簿	第四十三章 支部	四十二會員名簿
四十二 會員名簿	第四十四章 支部	四十三會員名簿
四十三 會員名簿	第四十五章 支部	四十四會員名簿
四十四 會員名簿	第四十六章 支部	四十五會員名簿
四十五 會員名簿	第四十七章 支部	四十六會員名簿
四十六 會員名簿	第四十八章 支部	四十七會員名簿
四十七 會員名簿	第四十九章 支部	四十八會員名簿
四十八 會員名簿	第五十章 支部	四十九會員名簿
四十九 會員名簿	第五十一章 支部	五十會員名簿
五十 會員名簿	第五十二章 支部	五十一會員名簿
五十一 會員名簿	第五十三章 支部	五十二會員名簿
五十二 會員名簿	第五十四章 支部	五十三會員名簿
五十三 會員名簿	第五十五章 支部	五十四會員名簿
五十四 會員名簿	第五十六章 支部	五十五會員名簿
五十五 會員名簿	第五十七章 支部	五十六會員名簿
五十六 會員名簿	第五十八章 支部	五十七會員名簿
五十七 會員名簿	第五十九章 支部	五十八會員名簿
五十八 會員名簿	第六十章 支部	五十九會員名簿
五十九 會員名簿	第六十一章 支部	六十會員名簿
六十 會員名簿	第六十二章 支部	六十一會員名簿
六十一 會員名簿	第六十三章 支部	六十二會員名簿
六十二 會員名簿	第六十四章 支部	六十三會員名簿
六十三 會員名簿	第六十五章 支部	六十四會員名簿
六十四 會員名簿	第六十六章 支部	六十五會員名簿
六十五 會員名簿	第六十七章 支部	六十六會員名簿
六十六 會員名簿	第六十八章 支部	六十七會員名簿
六十七 會員名簿	第六十九章 支部	六十八會員名簿
六十八 會員名簿	第七十章 支部	六十九會員名簿
六十九 會員名簿	第七十一章 支部	七十會員名簿
七十 會員名簿	第七十二章 支部	七十一會員名簿
七十一 會員名簿	第七十三章 支部	七十二會員名簿
七十二 會員名簿	第七十四章 支部	七十三會員名簿
七十三 會員名簿	第七十五章 支部	七十四會員名簿
七十四 會員名簿	第七十六章 支部	七十五會員名簿
七十五 會員名簿	第七十七章 支部	七十六會員名簿
七十六 會員名簿	第七十八章 支部	七十七會員名簿
七十七 會員名簿	第七十九章 支部	七十八會員名簿
七十八 會員名簿	第八十章 支部	七十九會員名簿
七十九 會員名簿	第八十一章 支部	八十會員名簿
八十 會員名簿	第八十二章 支部	八十一會員名簿
八十一 會員名簿	第八十三章 支部	八十二會員名簿
八十二 會員名簿	第八十四章 支部	八十三會員名簿
八十三 會員名簿	第八十五章 支部	八十四會員名簿
八十四 會員名簿	第八十六章 支部	八十五會員名簿
八十五 會員名簿	第八十七章 支部	八十六會員名簿
八十六 會員名簿	第八十八章 支部	八十七會員名簿
八十七 會員名簿	第八十九章 支部	八十八會員名簿
八十八 會員名簿	第九十章 支部	八十九會員名簿
八十九 會員名簿	第九十一章 支部	九十會員名簿
九十 會員名簿	第九十二章 支部	九十一會員名簿
九十一 會員名簿	第九十三章 支部	九十二會員名簿
九十二 會員名簿	第九十四章 支部	九十三會員名簿
九十三 會員名簿	第九十五章 支部	九十四會員名簿
九十四 會員名簿	第九十六章 支部	九十五會員名簿
九十五 會員名簿	第九十七章 支部	九十六會員名簿
九十六 會員名簿	第九十八章 支部	九十七會員名簿
九十七 會員名簿	第九十九章 支部	九十八會員名簿
九十八 會員名簿	第一百章 支部	九十九會員名簿
九十九 會員名簿	第一百一章 支部	一百會員名簿
一百 會員名簿	第一百二章 支部	一百一會員名簿
一百一 會員名簿	第一百三章 支部	一百二會員名簿
一百二 會員名簿	第一百四章 支部	一百三會員名簿
一百三 會員名簿	第一百五章 支部	一百四會員名簿
一百四 會員名簿	第一百六章 支部	一百五會員名簿
一百五 會員名簿	第一百七章 支部	一百六會員名簿
一百六 會員名簿	第一百八章 支部	一百七會員名簿
一百七 會員名簿	第一百九章 支部	一百八會員名簿
一百八 會員名簿	第一百十章 支部	一百九會員名簿
一百九 會員名簿	第一百十一章 支部	一百十會員名簿
一百十 會員名簿	第一百十二章 支部	一百十一會員名簿
一百十一 會員名簿	第一百十三章 支部	一百十二會員名簿
一百十二 會員名簿	第一百十四章 支部	一百十三會員名簿
一百十三 會員名簿	第一百十五章 支部	一百十四會員名簿
一百十四 會員名簿	第一百十六章 支部	一百十五會員名簿
一百十五 會員名簿	第一百十七章 支部	一百十六會員名簿
一百十六 會員名簿	第一百十八章 支部	一百十七會員名簿
一百十七 會員名簿	第一百十九章 支部	一百十八會員名簿
一百十八 會員名簿	第一百二十章 支部	一百十九會員名簿
一百十九 會員名簿	第一百二十一章 支部	一百二十會員名簿
一百二十 會員名簿	第一百二十二章 支部	一百二十一會員名簿
一百二十一 會員名簿	第一百二十三章 支部	一百二十二會員名簿
一百二十二 會員名簿	第一百二十四章 支部	一百二十三會員名簿
一百二十三 會員名簿	第一百二十五章 支部	一百二十四會員名簿
一百二十四 會員名簿	第一百二十六章 支部	一百二十五會員名簿
一百二十五 會員名簿	第一百二十七章 支部	一百二十六會員名簿
一百二十六 會員名簿	第一百二十八章 支部	一百二十七會員名簿
一百二十七 會員名簿	第一百二十九章 支部	一百二十八會員名簿
一百二十八 會員名簿	第一百三十章 支部	一百二十九會員名簿
一百二十九 會員名簿	第一百三十一章 支部	一百三十會員名簿
一百三十 會員名簿	第一百三十二章 支部	一百三十一會員名簿
一百三十一 會員名簿	第一百三十三章 支部	一百三十二會員名簿
一百三十二 會員名簿	第一百三十四章 支部	一百三十三會員名簿
一百三十三 會員名簿	第一百三十五章 支部	一百三十四會員名簿
一百三十四 會員名簿	第一百三十六章 支部	一百三十五會員名簿
一百三十五 會員名簿	第一百三十七章 支部	一百三十六會員名簿
一百三十六 會員名簿	第一百三十八章 支部	一百三十七會員名簿
一百三十七 會員名簿	第一百三十九章 支部	一百三十八會員名簿
一百三十八 會員名簿	第一百四十章 支部	一百三十九會員名簿
一百三十九 會員名簿	第一百四十一章 支部	一百四十會員名簿
一百四十 會員名簿	第一百四十二章 支部	一百四十一會員名簿
一百四十一 會員名簿	第一百四十三章 支部	一百四十二會員名簿
一百四十二 會員名簿	第一百四十四章 支部	一百四十三會員名簿
一百四十三 會員名簿	第一百四十五章 支部	一百四十四會員名簿
一百四十四 會員名簿	第一百四十六章 支部	一百四十五會員名簿
一百四十五 會員名簿	第一百四十七章 支部	一百四十六會員名簿
一百四十六 會員名簿	第一百四十八章 支部	一百四十七會員名簿
一百四十七 會員名簿	第一百四十九章 支部	一百四十八會員名簿
一百四十八 會員名簿	第一百五十章 支部	一百四十九會員名簿
一百四十九 會員名簿	第一百五十一章 支部	一百五十會員名簿
一百五十 會員名簿	第一百五十二章 支部	一百五十一會員名簿
一百五十一 會員名簿	第一百五十三章 支部	一百五十二會員名簿
一百五十二 會員名簿	第一百五十四章 支部	一百五十三會員名簿
一百五十三 會員名簿	第一百五十五章 支部	一百五十四會員名簿
一百五十四 會員名簿	第一百五十六章 支部	一百五十五會員名簿
一百五十五 會員名簿	第一百五十七章 支部	一百五十六會員名簿
一百五十六 會員名簿	第一百五十八章 支部	一百五十七會員名簿
一百五十七 會員名簿	第一百五十九章 支部	一百五十八會員名簿
一百五十八 會員名簿	第一百六十章 支部	一百五十九會員名簿
一百五十九 會員名簿	第一百六十一章 支部	一百六十會員名簿
一百六十 會員名簿	第一百六十二章 支部	一百六十一會員名簿
一百六十一 會員名簿	第一百六十三章 支部	一百六十二會員名簿
一百六十二 會員名簿	第一百六十四章 支部	一百六十三會員名簿
一百六十三 會員名簿	第一百六十五章 支部	一百六十四會員名簿
一百六十四 會員名簿	第一百六十六章 支部	一百六十五會員名簿
一百六十五 會員名簿	第一百六十七章 支部	一百六十六會員名簿
一百六十六 會員名簿	第一百六十八章 支部	一百六十七會員名簿
一百六十七 會員名簿	第一百六十九章 支部	一百六十八會員名簿
一百六十八 會員名簿	第一百七十章 支部	一百六十九會員名簿
一百六十九 會員名簿	第一百七十一章 支部	一百七十會員名簿
一百七十 會員名簿	第一百七十二章 支部	一百七十一會員名簿
一百七十一 會員名簿	第一百七十三章 支部	一百七十二會員名簿
一百七十二 會員名簿	第一百七十四章 支部	一百七十三會員名簿
一百七十三 會員名簿	第一百七十五章 支部	一百七十四會員名簿
一百七十四 會員名簿	第一百七十六章 支部	一百七十五會員名簿
一百七十五 會員名簿	第一百七十七章 支部	一百七十六會員名簿
一百七十六 會員名簿	第一百七十八章 支部	一百七十七會員名簿
一百七十七 會員名簿	第一百七十九章 支部	一百七十八會員名簿
一百七十八 會員名簿	第一百八十章 支部	一百七十九會員名簿
一百七十九 會員名簿	第一百八十一章 支部	一百八十會員名簿
一百八十 會員名簿	第一百八十二章 支部	一百八十一會員名簿
一百八十一 會員名簿	第一百八十三章 支部	一百八十二會員名簿
一百八十二 會員名簿	第一百八十四章 支部	一百八十三會員名簿
一百八十三 會員名簿	第一百八十五章 支部	一百八十四會員名簿
一百八十四 會員名簿	第一百八十六章 支部	一百八十五會員名簿
一百八十五 會員名簿	第一百八十七章 支部	一百八十六會員名簿
一百八十六 會員名簿	第一百八十八章 支部	一百八十七會員名簿
一百八十七 會員名簿	第一百八十九章 支部	一百八十八會員名簿
一百八十八 會員名簿	第一百九十章 支部	一百八十九會員名簿
一百八十九 會員名簿	第一百九十一章 支部	一百九十會員名簿
一百九十 會員名簿	第一百九十二章 支部	一百九十一會員名簿
一百九十一 會員名簿	第一百九十三章 支部	一百九十二會員名簿
一百九十二 會員名簿	第一百九十四章 支部	一百九十三會員名簿
一百九十三 會員名簿	第一百九十五章 支部	一百九十四會員名簿
一百九十四 會員名簿	第一百九十六章 支部	一百九十五會員名簿
一百九十五 會員名簿	第一百九十七章 支部	一百九十六會員名簿
一百九十六 會員名簿	第一百九十八章 支部	一百九十七會員名簿
一百九十七 會員名簿	第一百九十九章 支部	一百九十八會員名簿
一百九十八 會員名簿	第一百二十章 支部	一百九十九會員名簿
一百九十九 會員名簿	第一百二十十一章 支部	一百二十會員名簿
一百二十 會員名簿	第一百二十十二章 支部	一百二十十一會員名簿
一百二十十一 會員名簿	第一百二十十三章 支部	一百二十十二會員名簿
一百二十十二 會員名簿	第一百二十十四章 支部	一百二十十三會員名簿
一百二十十三 會員名簿	第一百二十十五章 支部	一百二十十四會員名簿
一百二十十四 會員名簿	第一百二十十六章 支部	一百二十十五會員名簿
一百二十十五 會員名簿	第一百二十十七章 支部	一百二十十六會員名簿
一百二十十六 會員名簿	第一百二十十八章 支部	一百二十十七會員名簿
一百二十十七 會員名簿	第一百二十十九章 支部	一百二十十八會員名簿
一百二十十八 會員名簿	第一百二十二十章 支部	一百二十十九會員名簿
一百二十十九 會員名簿	第一百二十十一章 支部	一百二十二十會員名簿
一百二十二十 會員名簿	第一百二十十二章 支部	一百二十二十十一會員名簿
一百二十二十十一 會員名簿	第一百二十十三章 支部	一百二十二十十二會員名簿
一百二十二十十二 會員名簿	第一百二十十四章 支部	一百二十二十十三會員名簿
一百二十二十十三 會員名簿	第一百二十十五章 支部	一百二十二十十四會員名簿
一百二十二十十四 會員名簿	第一百二十十六章 支部	一百二十二十十五會員名簿
一百二十二十十五 會員名簿	第一百二十十七章 支部	一百二十二十十六會員名簿
一百二十二十十六 會員名簿	第一百二十十八章 支部	一百二十二十十七會員名簿
一百二十二十十七 會員名簿	第一百二十十九章 支部	一百二十二十十八會員名簿
一百二十二十十八 會員名簿	第一百二十二十章 支部	一百二十二十十九會員名簿
一百二十二十十九 會員名簿	第一百二十二十十一章 支部	一百二十二十二十會員名簿
一百二十二十二十 會員名簿	第一百二十二十十二章 支部	一百二十二十二十十一會員名簿
一百二十二十二十十一 會員名簿	第一百二十二十十三章 支部	一百二十二十二十十二會員名簿
一百二十二十二十十二 會員名簿	第一百二十二十十四章 支部	一百二十二十二十十三會員名簿
一百二十二十二十十三 會員名簿	第一百二十二十十五章 支部	一百二十二十二十十四會員名簿
一百二十二十二十十四 會員名簿	第一百二十二十十六章 支部	一百二十二十二十十五會員名簿
一百二十二十二十十五 會員名簿	第一百二十二十十七章 支部	一百二十二十二十十六會員名簿
一百二十二十二十十六 會員名簿	第一百二十二十十八章 支部	一百二十二十二十十七會員名簿
一百二十二十二十十七 會員名簿	第一百二十二十十九章 支部	一百二十二十二十十八會員名簿
一百二十二十二十十八 會員名簿	第一百二十二十二十章 支部	一百二十二十二十十九會員名簿
一百二十二十二十十九 會員名簿	第一百二十二十二十二十章 支部	一百二十二十二十二十會員名簿
一百二十二十二十二十 會員名簿	第一百二十二十二十二十十一章 支部	一百二十二十二十二十十一會員名簿
一百二十二十二十二十十一 會員名簿	第一百二十二十二十二十十二章 支部	一百二十二十二十二十十二會員名簿
一百二十二十二十二十十二 會員名簿	第一百二十二十二十二十十三章 支部	一百二十二十二十二十十三會